令和7年度版(令和6年度)

環境の状況に関する報告書



環境ポスター展 令和6年度 優秀作品

愛知県碧南市

はじめに

近年、私たちの身近な生活においても気候変動が実感されることが増えてきました。

世界の平均気温は、2020年時点で、工業化以前と比べ、既に約1.1°C上昇したことが示されており、2024年6月から8月の平均気温は観測史上最高を記録し、最も暑い夏となりました。この記録は近いうちに更新されていくと思われます。

平成27年12月にパリで開催されたСОР21において、

「パリ協定」が採択されました。「パリ協定」では、世界共通の長期目標として気温上昇を 2 \mathbb{C} より十分低く保持することとし、各国の能力に応じた温室効果ガス削減を目指すこと とされました。日本では、地球温暖化対策推進法に基づく政府の総合計画「地球温暖化対策計画」が改定され令和3年10月22日に閣議決定されました。計画では、2030年度において、温室効果ガスの46パーセント(2013年度比)削減を目指すこと、2050年にカーボンニュートラルを達成することが目標として掲げられております。

碧南市においても、令和5年に2050年に温室効果ガス排出量を実質ゼロとするゼロカーボンシティの実現を目指すことを表明いたしました。現在、各種補助金によりカーボンニュートラルに寄与する事業の促進を行っておりますが、今後、重点施策としてカーボンニュートラルにより一層取り組みたいと考えております。

本市では、人と地球に優しい生活環境づくりを目指して、平成16年3月に碧南市環境 基本計画を策定し、令和3年3月には環境保全活動の更なる推進に向けて、市民・事業者・ 行政が一体となり、それぞれの役割の元での実践と協働による取り組みに向けた新たな指 針として、第3次碧南市環境基本計画を策定しました。

この冊子は、令和6年度における本市の環境の状況と諸施策を取りまとめたものです。 これにより碧南市の環境の状況を把握していただくとともに、みなさまの環境保全の取り 組みの参考となれば幸いに存じます。

令和7年10月

碧南張小池友妃子

令和7年度版(令和6年度)碧南市環境の状況に関する報告書 目次

第	1	市の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
第	2	環境の状況	
	1	環境の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
	2	大 気 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
	3	水 質 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 4
	4	騒音・振動 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 0
	5	悪 臭 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 5
第	3	公害苦情	
	1	公害苦情の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 7
	2	公害苦情の受付状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 7
第	4	環境基本計画 (リーディングプロジェクト)	
	1	自然環境の保全・共生・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 0
	2	まちづくり・ライフスタイル ・・・・・・・・・・・・	3 3
	3	ひとづくり・環境意識への種まき・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 4
	4	資源循環・低炭素 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 6
第	5	生活排水対策推進計画	
	1	生活排水対策推進計画の目標 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 8
	2	生活排水対策推進計画の進捗状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 8
第	6	碧南市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)	
	1	温室効果ガス排出量の削減目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 9
	2	温室効果ガス排出量の現況と推移 ・・・・・・・・・・・	3 9
	3	地球温暖化防止に向けた基本施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 1
	4	碧南市スマートハウス設備設置費補助事業 ・・・・・・・・	4 1
	5	事業用次世代自動車購入費補助金 ・・・・・・・・・・・・・	4 2
	6	碧南市カーボンニュートラル推進支援補助金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 3
第	7	碧南市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)	
	1	温室効果ガス排出量の削減目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 4
	2	碧のエコプランの実践・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 4
	3	削減に向けた具体的な取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 4
	4	温室効果ガス排出量の現況と推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 5
第	8	碧南市生物多様性地域戦略	
	1	碧南市生物多様性地域戦略に関する施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 6
第		公害防止に関する協定	
- 1*	1	業種別・臨海号地別公害防止協定締結状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 7
	2	公害防止協定締結事業場一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 8

第1	0 碧南市環境審議会	
1	設置目的等 ・・・・・・・・・・・・・・・ 5]
2	令和6年度の会議開催状況 ・・・・・・・・・ 5]
3	碧南市環境審議会委員 ・・・・・・・・・・ 5	_
第1	1 資料	
1	環境基準 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5:	2
2	用語解説 ・・・・・・・・・・・・・・・ 5	6
表紙	環境ポスター展 令和6年度 優秀作品	

第1 市の概要

1 市の概要

碧南市は、県庁所在地の名古屋市から40km圏内に位置しています。北は油ヶ淵、東は矢作川、西・南は衣浦港と、周囲を水に囲まれ、碧海台地と矢作川沖積地からなっており、地形的には標高約10mの平坦地です。

碧南市は昭和23年、新川町、大浜町、棚尾町、旭村の4か町村が合併し、愛知県で10番目の市として誕生、昭和30年には明治村大字西端を合併しています。昭和32年に衣浦港が重要港湾の指定を受けてから、臨海工業地域としてめざましい発展を遂げました。平成22年8月には全国重要港湾の内でも、集中的に施設整備を行う重点港湾にも選定されました。

窯業、鋳造、醸造などの伝統産業と近代的な輸送用機器関連産業などがバランスよく 存在しているだけでなく、商業、工業、農業、漁業が調和のとれた産業構造となってい ます。

本市の将来像として「新たな力とともに創る 笑顔と元気のみなとまち へきなん」を令和3年3月策定の第6次碧南市総合計画の基本構想に掲げ、市民の皆様が「住んでよかった」「ずっと住み続けたい」と思っていただけるようなまちづくりを積極的に推進しています。

市制施行 昭和23年4月5日

市の位置 碧南市松本町28番地

北緯34度53分05秒

東経136度59分37秒

海抜 6.9 m

市の面積 36.12 k m²

市の人口 72,111人 (令和7年 3月31日現在)

市の世帯数 30,669世帯 (令和7年 3月31日現在)

市の木 カシ (昭和47年10月20日制定)

市の花 ハナショウブ (昭和47年10月20日制定)



2 市の産業構造 (産業別事業所数)

業種	事業所数 (所)
農林漁業	1 2
鉱業	2
建設業	3 0 1
製造業	5 6 7
電気ガス熱供給水道業	1 2
情報通信業	1 1
運輸業、郵便業	7 9
卸売業、小売業	6 5 9
金融業、保険業	4 1
不動産、物品賃貸業	1 4 3
学術研究、専門・技術サービス業	102
宿泊業、飲食サービス業	2 3 9
生活関連サービス業、娯楽業	208
教育、学習支援業	1 2 6
医療、福祉	2 4 3
複合サービス事業	1 5
サービス業<他に分類されないもの>	182
公務	1 0
事業内容等不詳	-
総事業所数	2, 952

-資料:令和3年経済センサスー活動調査(令和3年6月1日現在)

3 土地の利用状況

区分						平成30年3月20日 碧南市告示第8号							
		-	ガ		面積	(h a)		柞	構成比	(%)			
市街化区域				2,	1 1 7	1 0	0.	1	59.	0			
	第一種但	S 層住居	専用地	地域		7 5		3.	5	2.	1		
-	第一種中	『高層住	居専用	地域		266	1	2.	6	7.	4		
市	第二種中	『高層住	居専用	地域		2 5		1.	2	0.	7		
街	第一種自	:居地域	Ì			493	2	3.	3	13.	7		
化区	第二種自	:居地域	Ž			1 9		0.	9	0.	5		
域	準住居地	地域				3 3		1.	6	0.	9		
の	近隣商業	(地域				1 1 1		5.	2	3.	1		
内内	商業地域	ķ				1 8		Ο.	9	0.	5		
訳	準工業均	地域				390	1	8.	4	10.	9		
н/ С	工業地域	ķ				2 5		1.	2	0.	7		
	工業専用	地域				6 6 2	3	1.	3	18.	5		
市往	市街化調整区域				1,	4 6 9				41.	0		
都市	方計画区域	面積			3,	5 8 6	-		-	100.	0		

資料 : 都市計画の概要

第3 公害苦情

1 公害苦情の状況

公害苦情は、工場や事業所等製造業に起因するものが多くありますが、日常生活に伴って生じるものなども増えてきており、複雑多岐に渡っています。

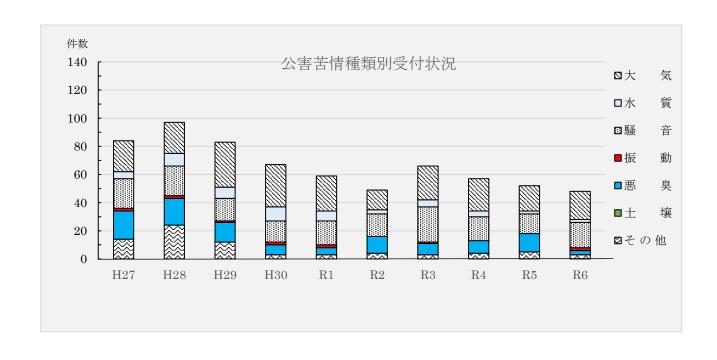
令和6年度に受け付けた公害苦情は48件で、住居系地域及び準工業地域で大気汚染、 騒音の苦情が占めています。公害苦情の解決のためには、事業者等の公害防止意識の向 上はもちろんのこと、日常生活に伴って生じる苦情については、法規制とは別に、良好 な隣人関係の確立、各自のモラルの向上が望まれます。

2 公害苦情の受付状況

(1) 公害苦情種類別受付件数

(単位:件)

八字	の任装					年	度					合計	
公書	公害の種類		H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	百計	
大	気	22	22	32	30	25	14	24	23	18	20	230	
水	質	5	9	8	10	7	3	5	4	2	2	55	
騒	音	21	21	16	15	17	16	25	17	14	18	180	
振	動	2	2	1	2	2	0	1	0	0	2	12	
悪	臭	20	19	14	7	5	12	8	9	13	3	110	
土	壌	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
そ(の他	14	24	12	3	3	4	3	4	5	3	75	
合	計	84	97	83	67	59	49	66	57	52	48	662	



第2 環境の状況

1 環境の概要

昭和30年代後半に始まる経済の高度成長期において、大気汚染・水質汚濁を始めとする環境の悪化が著しく進行しました。住民の健康を保護し、良好で快適な生活環境を保全するために、国をあげて公害防止・環境保全対策を推進してきた結果、近年では全般的に改善されてきています。しかし、産業構造の変化、消費の多様化等に伴い、地球温暖化を始めとする地球的規模の環境問題についても、身近な問題となっています。

市内における大気、水質、騒音等の調査結果では、油ヶ淵のCODを除き、すべての 調査地点で環境基準を下回り、横ばい傾向です。感覚公害に係る苦情件数は、ここ数年 横ばいの傾向です。

2 大 気

(1) 環境の状況

市内の大気状況を把握するために大気汚染測 定所を設置し、窒素酸化物などの大気汚染物質の 連続測定を行っています。

また、年2回のダイオキシン類調査も行っています。



測 定 地 点	調査 機関	窒素酸化物	浮遊粒子状物質	光化学オキシダント	ダイオキシン類	風向・風速	備考
西端大気汚染測定所	碧南市	\circ	0			0	一般局
碧南市役所 庁舎東駐車場	右用川				0		_
碧南市文化会館測定所							自動車排出
石田川入江云路侧龙川	愛知県		U	U			ガス測定局
碧南市川口町測定所		\circ	0	0			一般局

ア 窒素酸化物(NOx)

窒素酸化物は、燃料や空気に含まれる窒素が燃焼することで発生します。その発生源は、工場・自動車・家庭生活など多種多様に及びます。窒素酸化物が高濃度の場合には、人の呼吸器系統へ悪影響を及ぼしたり、酸性雨の原因となったり、光化学オキシダントの大気汚染にも大きく関与しています。

窒素酸化物の低減対策は、大気汚染防止法による排出規制、自動車排ガス規制の 強化等によって実施されています。

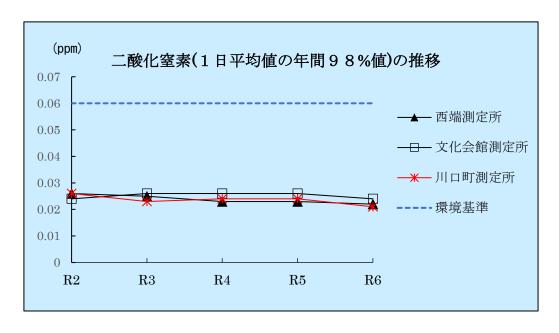
本市では、昭和53年度から自動測定機を用いて測定しており、ほぼ横ばい状態

で推移しています。窒素酸化物の一種である二酸化窒素の環境基準の評価は「年間にわたる1日平均値のうち低いほうから98%目に相当するものが0.06ppm以下であること」とされています。令和6年度はすべての測定局で環境基準の評価を達成しています。

(単位: p p m)

二酸化窒素(1日平均値の年間98%値)の推移

測定地点等	調査機関	年度										
例足地点等	则且(成民)	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6						
西端大気汚染測定所	碧南市	0.026	0.025	0.023	0.023	0.022						
碧南市文化会館測定所	惑知 目	0.024	0.026	0.026	0.026	0.024						
碧南市川口町測定所	愛知県	0.026	0.023	0.024	0.024	0.021						



イ 浮遊粒子状物質 (SPM)

浮遊粒子状物質は、粒径10マイクロメートル(1マイクロメートルは1mmの1/1,000)以下のものをいいます。土砂の巻き上がり等自然的に発生するもの、工場・事業場で使用する石炭・石油系燃料や廃棄物の燃焼等によるものや、自動車から排出されるものなどがあり対策を困難にしています。浮遊粒子状物質が高濃度の場合には、視界が悪くなるといったことだけでなく、呼吸器に悪影響を及ぼします。

浮遊粒子状物質の低減対策は、大気汚染防止法及び県民の生活環境の保全等に関する条例で、ばい煙発生施設、粉じん発生施設を対象とした排出規制の強化及び自動車排ガス規制等によって実施されています。

本市では、昭和52年度から自動測定機を用いて測定しています。測定開始時から環境基準を満たさない状態が続いていましたが、両測定局ともに平成11年度以降は基準を満たしています。

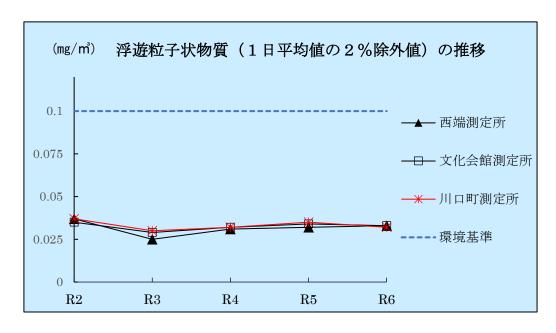
環境基準は「1時間値の1日平均値が0.10mg/m3以下であり、かつ、1時

間値が $0.20 \, \text{mg/m}^3$ 以下であること」とされています。また、評価方法は測定日 1日の結果を環境基準に照らし合わせた短期的評価と年間にわたる調査結果を基準 と照らし合わせた長期的評価(評価方法の詳細は P.49)があり、それぞれに基づいて評価をします。令和 6 年度は、環境基準を満たしています。

浮遊粒子状物質(1日平均値の年間2%除外値)の推移

(単位	mg/	m^{3})
(== 11/	IIIg /	m)

 測定地点等	調査機関	年度										
例足坦点等	列鱼戏	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6						
西端大気汚染測定所	碧南市	0.037	0.025	0.031	0.032	0.033						
碧南市文化会館測定所	惑 to 旧	0.035	0.029	0.032	0.034	0.033						
碧南市川口町測定所	愛知県	0.037	0.030	0.032	0.035	0.032						



ウ 光化学オキシダント (Ox)

光化学オキシダントは、自動車の排出ガスや工場のばい煙に含まれる窒素酸化物や揮発性有機化合物 (VOC) が太陽の紫外線を受けて化学反応を起こすと発生し、高濃度になると白くモヤがかかった光化学スモッグと呼ばれる状態になることがあります。

光化学スモッグは、4月から10月にかけて、気温が高くなり、風が弱くて、日差しの強い日に発生しやすくなり、「目がチカチカする」、「涙が出る」、「のどが痛い」、「息苦しくなる」といった症状が出る可能性があります。

本市では、西三河区域で光化学スモッグ予報・注意報・警報・重大警報が発令された場合、ただちに「へきなん防災メール」や「碧南市LINE公式アカウント」で皆さまに注意喚起をしています。発令時は屋外での運動は避け、なるべく外出しないようにしてください。

なお、愛知県内においてこれまで警報・重大警報が発令されたことはありません。

(単位:件)

項目	年度							
以	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6			
光化学スモッグ予報・注意報の発令件数	0	0	0	3	2			

エ 大気中ダイオキシン類

ダイオキシン類は、物の燃焼等の過程で非意図的に生成され、その毒性は、一般毒性・発がん性・生殖毒性・免疫毒性など多岐にわたっています。

本市では、平成10年度から大気中のダイオキシン類の調査を行っています。環境基準は「年平均値が0.6 pg -TEQ/m³以下であること」とされています。令和6年度は、環境基準を満たしています。



大気中ダイオキシン類年平均値の推移

(単位: p g − T E Q / m³)

 測定地点	調査機関	年度							
例足地点		R 2	R 3	R 4	R 5	R 6			
碧南市役所 庁舎東駐車場	碧南市	0. 024	0.023	0.023	0.020	0.027			

オ 風向・風速測定

風向・風速測定は、大気汚染監視の一環として西端の 測定所に風向・風速計を設置し測定しています。

これは気象の条件によって起こる汚染物質の拡散と 運搬を考慮し、大気汚染のメカニズムをより深く理解 することを目的としています。



(2) 調査結果(市測定結果のみ)

ア 二酸化窒素 (NO2)

浿	定地点	有効測 定日数	測定 時間	平均値	1時間 値の最 高値	日平均 値の最 高値	1時間値 20pp えた時間 数とその	mを超	1時間値 10pp 0.20 以下の時 その割合	m以上 p p m 間数と	日平均値 06pp えた時間 数とその	mを超	日平均値 04pp 0.06 以下の日 の割合	m以上 ppm	日平均の 年間 9 8 %値	98%値評 価による日 平均値が 0.06p pmを超え た日数
		(目)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(時間)	(%)	(時間)	(%)	(時間)	(%)	(目)	(%)	(ppm)	(目)
	4月	30	713	0.008	0.032	0.015	0	0	0	0	0	0	0	0		0
	5月	31	738	0.005	0.028	0.011	0	0	0	0	0	0	0	0		0
	6月	30	715	0.005	0.019	0.009	0	0	0	0	0	0	0	0		0
西	7月	31	738	0.007	0.029	0.015	0	0	0	0	0	0	0	0		0
端大	8月	28	684	0.004	0.021	0.008	0	0	0	0	0	0	0	0		0
気	9月	30	712	0.004	0.015	0.009	0	0	0	0	0	0	0	0		0
汚 染	10月	31	737	0.009	0.034	0.018	0	0	0	0	0	0	0	0		0
測	11月	29	711	0.011	0.037	0.022	0	0	0	0	0	0	0	0		0
定	12月	31	736	0.012	0.047	0.024	0	0	0	0	0	0	0	0		0
所	1月	30	724	0.012	0.046	0.028	0	0	0	0	0	0	0	0		0
	2月	26	638	0.008	0.038	0.025	0	0	0	0	0	0	0	0		0
	3月	31	738	0.009	0.033	0.015	0	0	0	0	0	0	0	0		0
	年間	358	8584	0.008	0.047	0.028	0	0	0	0	0	0	0	0	0.022	0

イ 浮遊粒子状物質 (SPM)

浿	削定地点	有効 測定 日数	測定時間	平均値		ぶ0.20mg えた時間数		ぶO.10mg えた日数と	1時間値 の最高値	日平均値 の最高値	日平均の 2%除外 値	日平均値が0.10 mg/m ³ を超えた日 が2日以上連続し たことの有無	環境基準の長期的 評価による日平均 値が0.10mg/m ³ を超えた日数
		(日)	(時間)	(mg/m³)	(時間)	(%)	(時間)	(%)	(mg/m³)	(mg∕m³)	(mg/m³)	有×・無〇	(目)
	4月	29	710	0.021	0	0.0	0	0.0	0. 116	0.050			
	5月	27	705	0.012	0	0.0	0	0.0	0.034	0.022			
	6月	25	653	0.013	0	0.0	0	0.0	0.038	0.021			
西	7月	28	715	0.017	0	0.0	0	0.0	0.060	0.026			
端大	8月	28	703	0.017	0	0.0	0	0.0	0.056	0.023			
気	9月	30	717	0.015	0	0.0	0	0.0	0.060	0.024			
汚染	10月	31	743	0.013	0	0.0	0	0.0	0.051	0.031			
測	11月	30	716	0.011	0	0.0	0	0.0	0.065	0.034			
定	12月	31	737	0.009	0	0.0	0	0.0	0.058	0.024			
所	1月	30	729	0.011	0	0.0	0	0.0	0.056	0.030			
	2月	27	661	0.010	0	0.0	0	0.0	0.051	0.032			
	3月	31	742	0.017	0	0.0	0	0.0	0.091	0.060			
	年間	347	8531	0.014	0	0.0	0	0.0	0. 116	0.060	0.033	0	0

ウ 光化学オキシダント (Ox) (測定値ではありません)

(単位:件)

項目	発令基準					令和 5	年				4	令和6年	丰	合計
頃 日	光下基毕	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10 月	11月	12 月	1月	2月	3月	<u>П</u> <u>Б</u>
予報件数	0.08p pm以上	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
注意報件数	0. 12p pm以上	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1

エ ダイオキシン類

(単位: p g - T E Q/m³)

項目・時期	環境基準	年平均値	R 6.7月 (夏季)	_	R 7. 1月 (冬季)	_
ポリ塩化ジベンゾーパラージ オキシン(PCDDs)	_	_	0.004	_	0.010	_
ポリ塩化ジベンゾフラン(P CDFs)			0.015	<u>—</u>	0.016	
コプラーナPCB(Co-P CBs)			0.005	<u>—</u>	0.004	<u>—</u>
ダイオキシン類	0.6	0.027	0.024	_	0.030	_

※TEQは、毒性等価換算濃度であり、ダイオキシン類対策特別措置法施行規則で定める毒性等価係数により換算。

オ 風向・風速

(単位:m/s)

正 提	大気汚染測定所				2	令和6年	Ξ.					令和7年	F	主風向
四地	八刈竹朱側足別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	土烟间
風向	最多風向	北北西	北北西	南	北北西	南	南	北	北	北北西	北北西	北北西	北北西	北北西
風速	時間値の最高値	178	9 2	6 0	7 7	5 9	6 0	9 0	8 7	8 8	9 3	104	100	
川川	日平均値の最高値	6 0	5 5	3 3	5 3	3 3	3 5	4 6	5 8	4 6	4 9	6 2	6 4	

3 水 質

(1) 水質の状況

公共用水域の水質の環境基準は、人の健康に被害を生じるおそれのあるカドミウム等の汚染物質を健康項目、生物の生活環境へ影響を与えるBOD等の指標を生活項目と分類しています。健康項目の調査結果が良好であるのに対し、生活項目では環境基準を超える数値が測定されています。衣浦港及び油ヶ淵は、水の入れかわりが少なく、滞留しやすい閉鎖性水域です。窒素・リン等の栄養塩類による汚濁負荷量の増加に伴い、富栄養化状態が進行し、水質が悪化しやすい特性が原因と思われます。

ア 健康項目

健康項目である9項目(シアン、六価クロム、鉛、カドミウム、ひ素、総水銀、アルキル水銀、PCB、陰イオン界面活性剤)について、9調査地点で年2回調査した結果、すべての地点で環境基準を満たしていました。

イ 生活項目

(ア) 河 川

市内の主な調査河川は、矢作川水域(矢作川・鹿乗川) と境川水域(長田川・新川・高浜川)に大別されます。 河川はBODを代表的指標とし、75%水質値をもっ て汚濁状況を判断します。

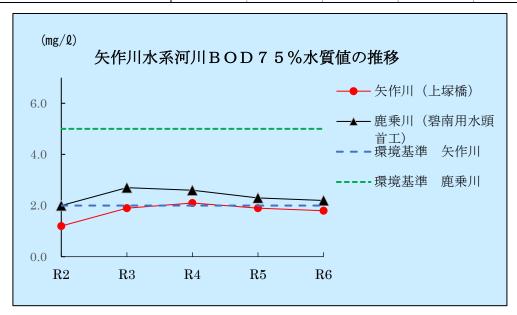


環境基準は、矢作川が $2 m g / \ell$ 以下、長田川が $3 m g / \ell$ 以下、鹿乗川、新川及び高浜川が $5 m g / \ell$ 以下とされています。令和6年度はすべての河川で環境基準を満たすことができました。

矢作川水系河川BOD75%水質値の推移

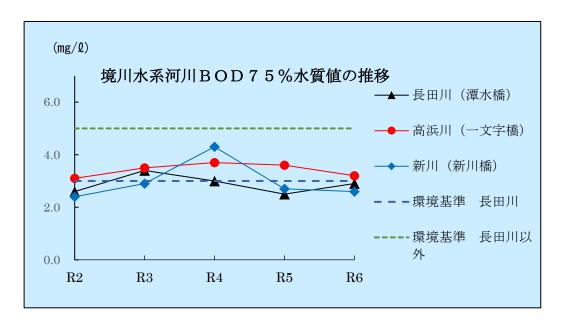
(単位: m g /ℓ)

測定地点			年度		
例足地点	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
矢作川 (上塚橋)	1. 2	1. 9	2. 1	1. 9	1. 8
鹿乗川(鹿乗川頭首工)	2. 0	2. 7	2. 6	2. 3	2. 2



境川水系河川BOD75%水質値の推移

測定地点		年度											
例是地点	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6								
長田川(潭水橋)	2. 6	3. 4	3. 0	2. 5	2. 9								
	3. 1				3. 2								
新川 (新川水門橋)	2. 4	2. 9	4. 3	2. 7	2.6								



(4) 湖沼

湖沼は、CODを代表的指標とし、75%水質 値をもって汚濁状況を判断します。

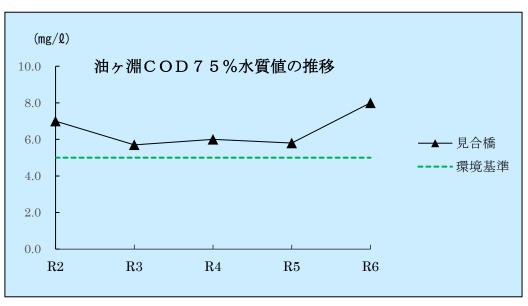
油ヶ淵では見合橋で測定しています。環境基準 は5mg/0以下とされています。令和6年度も基 準を満たしていませんでした。



(単位:mg/l)

油ヶ淵COD75%水質値の推移 (単位:mg/ℓ)

细令协工			年度		
測定地点	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
油ヶ淵(見合橋)	7. 0	5. 7	6. 0	5.8	8. 0



(ウ) 海域

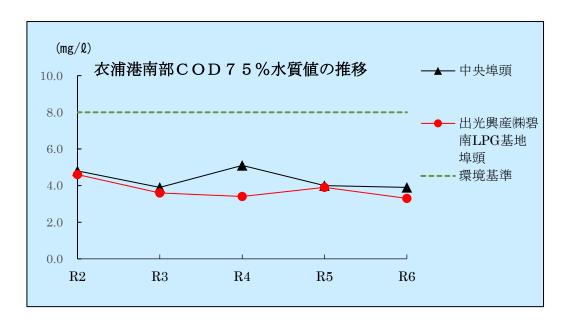
海域は、湖沼同様CODを代表的指標とし、75%水質値をもって汚濁状況を 判断します。

衣浦港内では2地点で測定を実施しています。環境基準は $8 m g / \ell$ 以下とされています。令和6年度も環境基準を満たしていました。

衣浦港南部COD75%水質値の推移

(単位:mg/l)

測定地点			年度		
例是地点	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
中央埠頭	4.8	3. 9	5. 1	4. 0	3. 9
出光興産㈱碧南LPG基地埠頭	4.6	3.6	3. 4	3. 9	3. 3



(2) 調査結果

ア 健康項目調査結果一覧

健康項目及びその他調査結果

医尿 快	日及し"し	ク他調宜福利	Ξ																			
			シフ	アン	六価:	クロム	金	八口	カド	ジム	ひ	素	全力	k 銀	アルキ	ル水銀	Р (СВ	亜	鉛	陰イオン界。	面活性剤
該当類型	河川名等	調査地点	(mg	g/1)	(mg	g/l)	(mg	g/l)	(mg	g/l)	(mg	g/1)	(mg	g/l)	(mg	g/l)	(mg	g/l)	(mg	g/l)	(mg	ç/l)
			R.6年	R.6年	R.6年	R.6年	R.6年	R.6年	R.6年	R.6年	R.6年	R.6年	R.6年	R.6年	R.6年	R.6年	R.6年	R.6年	R.6年	R.6年	R.6年	R.6年
			5月	10月	5月	10月	5月	10月	5月	10月	5月	10月	5月	10月	5月	10月	5月	10月	5月	10月	5月	10月
河川A	矢 作 川	上塚橋	<0.1	<0.1	<0.01	<0.01	<0.005	<0.005	<0.001	<0.001	<0.005	<0.005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.044	0.006	<0.01	<0.01
河川B	長田川	潭 水 橋	<0.1	<0.1	<0.01	<0.01	<0.005	<0.005	<0.001	<0.001	<0.005	<0.005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.020	0.025	<0.01	0.01
河川C	高浜川	一文字橋	<0.1	<0.1	<0.01	<0.01	<0.005	<0.005	<0.001	<0.001	<0.005	<0.005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.039	0.007	0.01	0.02
"	新川	新川橋	<0.1	<0.1	<0.01	<0.01	<0.005	<0.005	<0.001	<0.001	<0.005	<0.005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.039	0.025	0.04	0.02
		碧南用水																				
"	鹿 乗 川	頭首工	<0.1	<0.1	<0.01	<0.01	<0.005	<0.005	<0.001	<0.001	<0.005	<0.005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.029	0.016	0.02	0.01
未指定	堀川	源氏水門	<0.1	<0.1	<0.01	<0.01	<0.005	<0.005	<0.001	<0.001	<0.005	<0.005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.020	0.039	0.05	<0.01
湖沼B	油ヶ淵	見合橋	<0.1	<0.1	<0.01	<0.01	<0.005	<0.005	<0.001	<0.001	<0.005	<0.005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.022	0.010	0.01	0.01
海域C	衣浦湾	中央埠頭	<0.1	<0.1	<0.01	<0.01	<0.005	<0.005	<0.001	<0.001	<0.005	<0.005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.004	0.009	<0.01	0.02
		出光興産㈱																				
,,	"	碧南LPG 基地埠頭	<0.1	<0.1	< 0.01	< 0.01	<0.005	<0.005	< 0.001	< 0.001	<0.005	<0.005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0 003	0 009	0.07	0.02
		2.0 T/X		1												.0.0000			河川·湖沼		0.01	
環場	竟 基 準	i .	検出され	ないこと	0.05mg	z/l以下	0.01mg	火以下	0.003m	g/I以下	0.01ms	g/l以下	0.0005n	ng/l以下	検出され	ないこと	検出され			ng/l以下	基準	なし
			,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,			,		,		J> · 1		, ->		5>. 1	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		м		海域生	0		
																				ig/l以下		

亜鉛についての環境基準は水生生物保全に係る環境基準(平成15年11月5日告示により追加設定)である。

イ 生活項目調査結果一覧

生活項目調査結果 その1

			pH				BOI	O(mg/l)			COL	O(mg/l)			SS	S(mg/l)		D O(mg/l)		
該当類型	河川名等	調査地点	m	不適	y	m	不適	(1116/17)		m	不適	(1110/ 1/		m	不適			m	不適	
	147.16.3	W.122. 27			最小値~最大値		合率	最小値~最大値	75%			最小値~最大値	75%		合率	最小値~最大値	75%	/n	合率	最小值~最大值
			,	(%)	(平均値)	,	(%)	(平均値)	値	,	(%)	(平均値)	値	,	(%)	(平均値)	値		(%)	(平均値)
			0			3		0.7~3.1				1.9~3.5		0		1~13		1		4.9~13.4
河川A	矢 作 川	上塚橋	/12	0.0%	(7.6)	/12	25.0%	(1.5)	1.8			(2.5)	2.9	/12	0.0%	(6)	9	/12	8.3%	(10.1)
			0			2		0.8~5.3				3.2~6.2		0		1~17		0		5.3~11.4
河川B	長田川	潭 水 橋	/12	0.0%	(7.3)	/12	16.7%	(2.2)	2.9			(4.7)	5.0	/12	0.0%	(7)	9	/12	0.0%	(8.2)
			2		7.1~9.3	2		1.3~6.4				4.4~8.8		0		6~20		0		5.0~14.4
河川C	高浜川	一文字橋	/12	16.7%	(8.3)	/12	16.7%	(3.0)	3.2			(6.2)	6.1	/12	0.0%	(12)	16	/12	0.0%	(9.5)
			1		7.0~8.7	1		$0.7 \sim 5.7$				3.3~6.7		0		1~9		3		4.3~11.9
11	新川	新川橋	/12	8.3%	(7.6)	/12	8.3%	(2.4)	2.6			(5.20)	6.0	/12	0.0%	(6)	7	/12	25.0%	(7.0)
		碧南用水	0		$7.1 \sim 7.6$	0		$0.7 \sim 4.3$				2.8~6.5		0		3 ∼ 10		1		4.5~12.1
"	鹿 乗 川	頭首工	$\angle 12$	0.0%	(7.3)	/12	0.0%	(2.0)	2.2			(4.3)	5.2	$\angle 12$	0.0%	(6)	7	/12	8.3%	(8.7)
			0		$7.4 \sim 7.9$	1		$1.1 \sim 5.4$				3.3~10		0		1~25		3		3.9~11.0
未指定	堀川	源氏水門	/12	0.0%	(7.7)	/12	8.3%	(2.8)	3.5			(6.2)	7.0	/12	0.0%	(7)	8	/12	25.0%	(7.0)
			4		$7.3 \sim 9.2$			$1.6 \sim 6.1$		10		$4.5 \sim 9.6$		6		8~36		0		$5.4 \sim 14.4$
湖沼B	油ヶ淵	見合橋	$\angle 12$	33.3%	(8.1)			(3.8)	4.5	$\angle 12$	83.3%	(6.7)	8.0	$\angle 12$	50.0%	(18)	26	/12	0.0%	(10.3)
			2		$7.7 \sim 8.6$					0		$1.9 \sim 5.6$				1~26		0		6.9~15.3
海域C	衣浦湾	中央埠頭		16.7%	(8.1)					/12	0.0%	(3.2)	3.9			(8)	8	/12	0.0%	(9.0)
		出光興産㈱	2		7.8~8.9					0		$1.6 \sim 6.8$				1~22		0		5.2~12.3
"	"	碧南LPG 基地埠頭	/12	16.7%	(8.2)					/12	0.0%	(3.1)	3.3			(7)	6	/12	0.0%	(9.0)
	•		· ·	ΉΑ	$6.5 \sim 8.5$	和	ΠΙΑ	2 mg/l以下			'	·		泂	ΉΑ	25 mg/l以下	•	冲	ЛΙΙΑ	7.5 mg/l以上
			泂	ΉΒ	"	和	ΙШВ	3 mg/l以下		湖	沼B	5 mg/l以下			ΉΒ	"		冲	ΙШВ	5 mg/1以上
78	a tç 井.	% #≑		ΉС	"		ШС	5 mg/l以下				8 mg/l以下				50 mg/l以下			ЛΙС	"
月	景境基	準	未	指定	"	未	指定	"			اال	基準なし			:指定	"			指定	"
			湖	沼B	"	湖	沼B	基準なし		未	:指定	本华なし		湖	沼B	15 mg/l以下		湖]沼B	"
			海	域C	$7.0 \sim 8.3$	海	域C	基準なし						海	域C	基準なし		淮	域C	2 mg/l以上

注「m/n」とは、「環境基準に合致しない検体数/調査実施検体数」である。

^{「75%}値」とは、小さいものから順に並べたときの0.75×Y番目のデータ値をいう。Y:データ数

その2

					`	۸ ، ۲۰	/ /-		~ で ま (/1)				
** 小 *** ***	河川友然	细木小片	大腸菌数(CFU/100ml	_)	全リン	/ (mg/]	_)	全窒素	秦 (mg/1	_)		
該当類型	河川名等	調査地点	最小値~最大値	75%値	平均値	最小値~最大値	75%値	平均値	最小値~最大値	75%値	平均値		
河川A	矢 作 川	上塚橋	14~130	88	100	0.02~0.04	0.04	0. 03	0.4~0.8	0.7	0.6		
河川B	長田川	潭水橋	44~930	380	300	0.22~0.51	0.35	0. 33	1.6~3.7	2. 9	2. 7		
河川C	高浜川	一文字橋	7~140	85	46	0.09~0.45	0. 28	0.24	1.2~2.9	2. 4	2. 0		
"	新川	新 川 橋	28~510	240	176	0.06~0.30	0. 24	0. 19	0.5~3.3	2. 1	3. 3		
IJ	鹿 乗 川	碧南用水頭 首 工	56~510	220	177	0.14~0.24	0. 21	0. 18	0.8~2.3	1.9	1.7		
" (目標)	堀川	源氏水門	5~280	130	100	0.14~0.32	0. 24	0. 32	1.4~19	7.3	6. 5		
湖沼B(V)	油ヶ淵	見 合 橋	6~100	59	39	0.09~0.35	0. 31	0. 23	1.0~2.8	2.4	2. 1		
海域C(IV)	衣 浦 湾	中央埠頭	1~270	37	40	0.04~0.21	0. 14	0. 10	0.2~1.2	0.9	0.7		
11	II.	出光興産㈱ 碧南LPG 基地埠頭	4~150	63	46	0.03~0.19	0.09	0. 08	0.1~1.1	0. 5	0.4		
			河川A	300CFU	J/100ml	湖沼V 0	. 1mg/1以7	₹	湖沼V 1:	mg/1以下			
環	境 基	進	河川B	1000CFU			.09mg/1以			mg/1以下			
		•	河川 C ・湖沼 海域・未指定	基準			と準なし			と準なし			

4 騒音・振動

(1) 騒音・振動の状況

騒音・振動の発生源は、工場・事業場の操業、建設作業、交通、飲食店の営業、家庭生活等、多種多様です。感覚的・心理的な面において、身近な公害でありながら解決の困難な公害の1つとなっており、毎年苦情原因の上位を占めています。

令和6年度は、市内における騒音把握のため環境騒音8地点、自動車騒音4地点の 調査を実施しました。調査結果は、すべての地点が基準に適合していました。

ア 環境騒音

24時間調査を行い、昼間及び夜間の騒音の評価をしました。調査地点は一般地域の環境基準に係る地域の類型及びその面積・人口を勘案し、以下の8地点としています。調査結果は、昼間及び夜間ともに環境基準に適合していました。

(ア) 環境騒音調査結果の推移

(単位:dB)

stant whit							平均等	価騒音し	ベル	
類型	用途地域	調査地点名	所在地	環境	基準			年度		
-No.						R2	R3	R4	R5	R6
Α 1	第一種低層	碧南市哲学たい	坂口町	昼間	5 5	4 6	4 2	4 2	4 3	5 1
A – 1	住居専用地域	けん村無我苑	2 - 3	夜間	4 5	3 6	3 2	3 5	3 6	4 1
Λ 0	第一種中高層	でルハ国	入船町	昼間	5 5	5 0	5 2	4 6	4 7	4 7
A-2	住居専用地域	下山公園	1 - 60	夜間	4 5	4 3	4 0	3 9	3 8	3 9
B-1	第一番件尺地域	碧南市上水道	二本木町	昼間	5 5	4 7	4 5	4 6	4 6	4 7
B-1	第一種住居地域	第2配水場	4 - 37	夜間	4 5	3 9	4 1	4 0	4 0	3 7
B-2	第一種住居地域	碧南市	半崎町	昼間	5 5	5 1	4 6	4 8	5 1	4 8
D-2	另一性住店地域 	西端公民館	3 - 60	夜間	4 5	4 3	3 5	3 8	3 7	4 0
B-3	市街化調整区域	碧南市	前浜町	昼間	5 5	5 1	4 9	4 7	4 6	4 4
БЗ	川街仙帆歪区域	前浜集落センター	1-80	夜間	4 5	4 2	38	3 8	4 0	4 4
C – 1	近隣商業地域	碧南市役所	松本町	昼間	6 0	4 7	53	4 8	5 1	4 9
C 1	近	庁舎西	2 8	夜間	5 0	4 0	4 5	4 1	4 2	4 5
C – 2	準工業地域	DW 八 八 国	踏分町	昼間	6 0	5 3	5 1	5 1	48	5 0
C 2	学 上未地概	踏分公園	1-101-1	夜間	5 0	4 4	4 4	43	4 3	4 0
C – 3	淮工类州域	工業地域 若宮公園	若宮町	昼間	6 0	4 7	5 2	5 1	5 1	5 1
	準工業地域		7-19	夜間	5 0	4 0	4 6	4 2	4 0	4 1

(注) 昼間は6:00-22:00、夜間は22:00-翌日6:00



環境騒音調査(下山公園)



環境騒音調査(碧南市上水道第2配水場)

イ 自動車騒音

自動車騒音常時監視は、市内の幹線交通を担う道路に面する地域を対象に、自動車の運行に伴う騒音の影響が概ね一定とみなせる区間や道路構造などにより評価区間を分割し、その評価区間ごとに、対象となる地域内の住居等の環境基準適合状況を面的に評価します。自動車騒音常時監視地域は、(注) 幹線交通を担う道路の道路端から両側50メートルの範囲内の住居等(商業・工業・事務所等専用の建物など、住居の用に供されない建物を除く)です。

令和6年度の本市の自動車騒音常時監視調査は、騒音の実測を国道247号線、 県道安城碧南線、県道道場山安城線等の沿線の16地点で行いました。過年度調査 結果を含めた評価区間内の全戸数3,452戸中昼夜ともに環境基準値以下は3, 426戸でした。

なお、要請限度調査結果は、2地点とも基準を超過していませんでした。

(ア) 自動車騒音の面的評価調査結果の推移

	· 百 日		年度							
	項 目		R 2	R 3	R 4	R 5	R 6			
評価区間延長		Km	25.5	25.5	25.5	25.8	25.8			
評価	評価区間数		1 5	1 5	1 5	1 6	1 6			
住居	住居等戸数		3, 070	3,086	3, 082	3, 270	3, 452			
評	昼夜とも基準値以下		99.3	99. 2	99. 0	98.9	99.2			
価	昼のみ基準値以下	%	0.5	0. 2	0.0	0.2	0.1			
結	夜のみ基準値以下	7/0	0.0	0. 2	0.0	0.0	0.0			
果	昼夜とも基準値超過		0. 2	0.5	0.9	0.9	0. 7			

(注) 昼間(基準値70dB以下)は6:00-22:00、夜間(基準値65dB以下)は22:00-翌日6:00 (注) _____ は次に掲げる道路をいう。

- ・高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道は両車線で4車線以上の区間)
- ・一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路

(4) 路線別面的評価調査結果

路線等項目		全体	1 一般 国道 247 号	2 県道 安城 碧南線	3 県道 米津 碧南線	4 県道 道場上安 城線	5 県道 西尾新川 港線	6 県道 平坂福青 水線	7 県道碧南 高浜環状 線
評価区間延長	Km	25.8	5. 0	3. 1	5. 1	5. 4	1. 4	3. 0	2. 8
評価区間数	区間	1 6	4	2	2	3	1	2	2
住居等戸数	江	3, 452	290	565	1010	505	2 4 6	304	5 3 2
昼夜とも	江	3, 426	264	565	1010	505	246	304	5 3 2
基準以下	%	99.2	91.0	100	100	100	100	100	100
昼のみ	戸	1	1	0	0	0	0	0	0
基準以下	%	0. 1	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
夜のみ	戸	0	0	0	0	0	0	0	0
基準以下	%	0. 0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
昼夜とも	江	2 5	2 5	0	0	0	0	0	0
基準超過	%	0. 7	8. 6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

(注) 昼間(基準値70dB以下)は6:00-22:00、夜間(基準値65dB以下)は22:00-翌日6:00

(ウ) 自動車騒音の要請限度調査結果

(単位: dB)

			時間			平均	等価騒音し	<i>ヘ</i> ベンレ	
No.	調査地点	路線名	区分	基準値			年度		
			区刀		R2	R3	R4	R5	R6
1	碧南市南部市民プラザ前	国道247	昼間	7 5	6 6	68	6 7	6 6	6 7
1	(塩浜町7-135)	号線	夜間	7 0	63	6 1	6 4	6 2	6 2
2	碧南市海浜水族館前	国道247	昼間	7 5	6 2	60	58	58	5 8
	(浜町2-3)	号線	夜間	7 0	5 7	5 5	5 4	5 5	5 4
3	碧南市民病院	県道安城	昼間	7 5	—	—	—	6 5	_
3	(平和町3-6)	碧南線	夜間	7 0				63	—
4	東町内会館	県道米津	昼間	7 5	7 0	—	—	—	
4	(鷲塚町5-60)	碧南線	夜間	7 0	6 5	_	_	—	
5	日進公民館駐車場	県道米津	昼間	7 5	_	_	_	_	6 6
9	(日進町2-27)	碧南線	夜間	7 0			—		6 0
6	秋葉神社	県道道場山	昼間	7 5	—			6 4	_
0	(金山町4-6)	安城線	夜間	7 0	_	—		5 9	_
7	碧南消防署北分署	県道道場山	昼間	7 5	7 0	_	_		_
1	(三度山町2-27)	安城線	夜間	7 0	6 5	_			_
	碧南市鷲塚公民館	県道西尾	昼間	7 5	—	—	—	_	6 6
8	(旭町2-66)	新川港線	夜間	7 0		—	—	—	6 1
	碧南市文化会館北	県道平坂	昼間	7 5	—	6 4	—	_	_
9	(源氏神明町4)	福清水線	夜間	7 0	—	5 7	—	—	_
1.0	碧南市文化会館東	県道碧南	昼間	7 5	—	6 2	—	—	_
10	(源氏神明町4)	高浜環状線	夜間	7 0		5 3			_

(注) 時間区分の昼間は6:00-22:00、夜間は22:00-翌日6:00

(2) 騒音振動に関する施策

ア 規制基準

騒音規制法、振動規制法及び県民の生活環境の保全等に関する条例で規定する特定施設を設置している工場や事業所等は、敷地境界上における騒音、振動の規制基準が定められています。工場や事業所等はその規制基準を守ることが義務付けられています。

イ 届出状況

(7) 騒音·振動特定施設等

令和7年3月31日現在

(単位:台)

	騒音·振動特定施設等	騒音規制法 特定施設	振動規制法 特定施設	県民の生活環境の保全等 に関する条例			
		1寸足旭取	付足旭权	騒音発生施設	振動発生施設		
1	金属加工機械	4 2 2	2 3 6	886	3 8 5		
2	圧縮機及び冷凍機	5 3 6	2 3 2	1, 799	2, 023		
3	土石用の破砕機等	2 1	5 0	169	154		
4	織機	6 4	2 7	0	0		
5	建設用資材製造機械	2	1	1	0		
6	穀物用製粉機	9		4 7	5 6		
7	木材加工機械	1 9	0	1 3	0		
8	抄紙機	О		0	_		
9	印刷機械	2 4	6	4	4		
10	合成樹脂用射出成形機	9 6	103	176	176		
11	鋳型造型機	8 8	4 7	5	5		
12	ゴム練用ロール機等	-	0	_	2		
13	ディーゼルエンジン等		—	6 5	7 6		
14	送風機及び排風機			2, 362	2,659		
15	走行クレーン			151	—		
16	洗びん機		—	0	—		
17	真空ポンプ			121			
	届出施設合計	1, 281	7 0 2	5, 799	5, 540		
	届出事業場数	166	1 1 6	273	3 0 4		

⁽注)「一」は、届出対象外である。

(イ) 特定建設作業届出状況

令和7年3月31日現在

(単位:件)

	規制区分			県民の生活環境の保		
	作業区分	騒音規制法	振動規制法	全等に関する条例		
	17末位力			騒音	振動	
1	くい打ち機等を使用する作業	6	6	3	4	
2	びょう打機を使用する作業	0	_	0	_	
3	さく岩機を使用する作業	8 2	_	4	_	
4	空気圧縮機を使用する作業	1 2	_	9	_	
5	コンクリートプラント等を設けて行う作業	0	_	2	_	
6	バックホウを使用する作業 (出力80kW以上)	7 4	_	_	_	
7	トラクラーショベルを使用する作業(出力70 k	3				
	W以上)	3				
8	ブルドーザーを使用する作業(出力40kW以	4				
G	上)	4				
9	建築物を動力・火薬等で解体・破壊する作業	_	_	2 9	_	
1 0	コンクリートミキサー車等を使用する作業	_	_	109	_	
1 1	コンクリートカッターを使用する作業		_	7 9	_	
1 2	バックホウ等を使用する作業 (出力不問)	_	_	271	_	
1 3	ロードローラー等を使用する作業	_	_	1 4 8	_	
1 4	鋼球を使用して建築物等を破壊する作業	_	0	_	0	
1 5	舗装版破砕機を使用する作業	_	6		7	
1 6	ブレーカーを使用する作業		8 3		2 3	
	合 計	181	9 5	6 5 4	3 4	
		1	1		<u> </u>	

【参考】 騒音・振動の大きさの目安

(単位: d B)

騒音の大きさ	目 安
1 0 0	電車の通るときのガードの下
9 0	交通量の激しい交差点
8 0	電車の車内・ピアノ・ステレオ
7 0	電話のベル・車の暖気運転・家庭用ボイラー
6 0	普通の会話・騒々しい事務所の中・クーラー
5 0	普通の事務所の中・真夜中の給排水音
4 0	市内の深夜・図書館の中
3 0	郊外の深夜・ささやき声
2 0	木の葉の触れ合う音・置き時計の秒針の音 (前方1m)

(単位: d B)

振動の大きさ	目安	被害程度
9 0	人体に生理的影響が生じ始める	家屋の振動が激しく、すわりの悪いものは倒れる
8 0	産業職場で振動が気になる 深い睡眠にも影響がある	家屋が揺れ、つりさげの電灯や水面が動く
7 0	浅い睡眠に影響が出始める	一般の人たちにも感じ、戸、障子がかすかに動く
6 0	振動を感じ始める	静止している人や敏感な人に感じる程度。
5 0	ほとんど睡眠に影響はない	人体には感じないで、地震計に記録される程度
4 0	常時微動	八仲には窓しないに、地展司に記跡される住皮

5 悪 臭

(1) 悪臭に関する状況

私たちは生活様式、産業形態の多様化に伴い、多種多様な臭いに囲まれて生活しています。臭いは、時として私たちの心に清々しさや安らぎを与えるものである反面、不快感や嫌悪感を与えるものです。

悪臭の規制については、人の嗅覚を用いた「臭気指数規制」を導入しています。 また、県民の生活環境の保全等に関する条例により、畜産関係、コーンスターチ製造業、鋳物製造業(シェルモールド法に限る)等の15業種の工場等は、悪臭物質の 排出状況について毎年届出が義務付けられています。

(2) 悪臭に関する施策

ア 規制基準

臭気指数規制

規制地域の区分	第1種地域	第2種地域	第3種地域
敷地境界線(1号基準)	1 2	1 5	1 8
気体排出口(2号基準)	悪臭防止法施行規則	第6条の2に定める方	法により算出 ※1
排 出 水(3号基準)	2 8	3 1	3 4

^{※1} 敷地境界以外の着地地点において1号基準以下になるために、気体排出口に おいて満たさなければならない値。

【参考】

<臭気指数の算定方法>

「臭気指数」は、問題となるにおいのついた空気や水をにおいが感じられなくなるまで薄めたときの希釈倍率「臭気濃度」から次式により算定します。

臭気指数 = 10 × log₁₀ (臭気濃度)

臭気濃度と臭気指数の関係

臭気濃度(希釈倍率)	1 0	1 6	3 2	6 4	100
臭 気 指 数	1 0	1 2	1 5	18	2 0

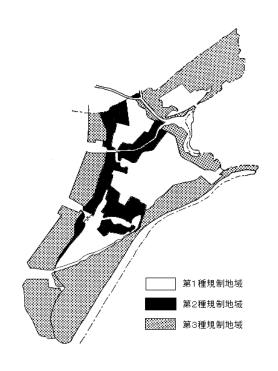
イ 届出状況

令和6年度 (単位:件)

	業種	事業 所数		業種	事業 所数
	ア. 豚房施設 (豚房の総面積が50 m ² 以上のもの)	4	7	ゴム製品製造業(加硫施設を有するもの)	1
1	イ. 牛房施設 (牛房の総面積が200 ㎡以上のもの)	О	8	石油化学工業 (カプロラクタムの製造 施設を有するもの)	0
	ウ. 鶏を30,000羽以上飼育する もの	O	9	石油精製業	0
	エ. 鶉を20,000羽以上飼育する もの	O	1 0	製鉄業 (溶鉱炉を有するもの)	0
2	飼育又は有機質肥料の製造(乾燥施設 をゆうするもの)	1	1 1	鋳物製造業 (シェルモールド法による もの)	1 4
3	コーンスターチ製造業	1	1 2	化製場(へい獣処理場等)	0
4	レーヨン製造業(紡糸施設を有するもの)	О	1 3	し尿処理施設	0
5	セロファン製造業 (製膜施設を有するもの)	0	1 4	ごみ処理施設	1
6	クラフトパルプ製造業	0	1 5	終末処理場	1
	合			計	2 3

ウ 規制地域

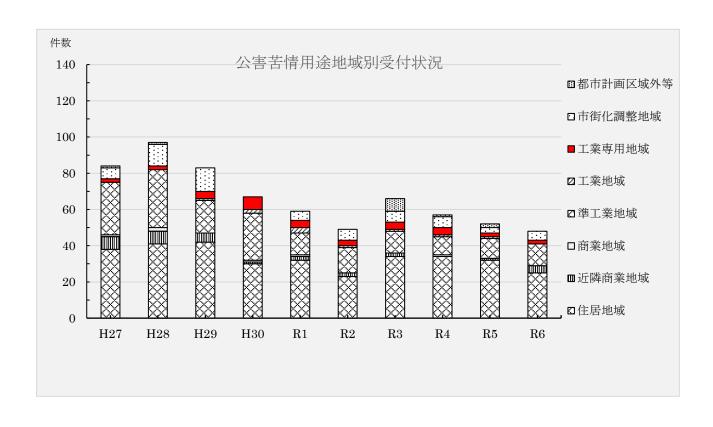
第1種地域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居
	専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地
	域、準住居地域、近隣商業地域
第2種地域	商業地域、準工業地域、工業地域、丸山町1丁目市街化調整区域の一部
第3種地域	工業専用地域、市街化調整区域(除 第2種地域である丸山町1丁目市
	街化調整区域の一部)



(2) 公害苦情用途地域別受付件数

(単位:件)

무심비소'					年	度					\ =1
用途地域	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	合計
住居地域	38	41	42	30	32	23	34	34	32	25	331
近隣商業地域	7	7	5	1	2	2	2	0	1	4	31
商業地域	1	2	0	1	1	0	0	1	0	0	6
準工業地域	29	32	18	26	12	14	12	10	11	12	176
工業地域	0	0	1	2	3	1	1	1	1	0	10
工業専用地域	2	2	4	7	4	3	4	4	2	2	34
市街化調整区域	6	12	13	0	5	6	6	6	3	5	62
都市計画区域外等	1	1	0	0	0	0	7	1	2	0	12
合 計	84	97	83	67	59	49	66	57	52	48	662



(3) 公害苦情種類別発生原因別受付件数一覧表(令和6年度)

(単位:件)

延	農業	漁業	鉱業	建 設 業	製造業	電気・ガス	通 運 信 業 ・	却売業 ・	サービス業	簡易なもの家庭的な	そ の 明 ・	合計
大気汚染	1	0	0	2	5	0	0	0	1	9	2	2 0
水質汚濁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2
騒音	1	0	0	8	6	0	0	0	3	0	0	18
振動	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	2
悪臭	0	0	0	0	2	0	0	1	0	0	0	3
土壌汚染	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	1	3
合 計	2	0	0	13	13	0	0	1	5	9	6	4 8

第4 環境基本計画(リーディングプロジェクト)

本市は、平成15年12月に「碧南市環境基本条例」を制定し、市民、事業者、行政が一体となって「持続可能な社会」を創りあげることを目的として、平成16年3月に「碧南市環境基本計画」を策定しました、第2次計画を経て、現在は第3次計画を推進しています。本計画に基づく15のリーディングプロジェクトの進捗状況は下記のとおりです。

1 自然環境の保全・共生

(1) 水路・河川浄化プロジェクト 水質の汚濁が進行している水路・河川の浄化を図る。

No.	事 業 名	事	業	内	容	実	績
1	河川・海域等水質調査 (環境課)	市内の河 調査を実	「川、油ヶ淵 施	、衣浦湾で	毎月水質	市内	9地点
2	廃食用油回収 (環境課)	家庭から	出る天ぷら潅	曲等の回収		廃食用油	5900回収
3	広域的連携事業 (環境課)	海 "三河	冷岸水質保全 「湾"環境再 ける広域的な	生推進協議	•	協議会活	動の実施
4	浄化槽設置整備事業補助 事業 (環境課)	小型合併	処理浄化槽部	2置費の一部	祁補助	補助基数	1基
5	公共下水道整備 (下水道課)		道整備の効開始区域内の		·画的推進	普及率	92.8%



河川海域等水質調査(堀川水門)



廃食用油回収

(2) 矢作川ふれあいプロジェクト

母なる矢作川に親しみ、矢作川の残された自然環境(水質・動植物)を保全する。

No.	事	業	名	事	業	内	容	実	績
1	矢作川水	源基金事 (経営企			域の地域交 さ等を理解 ーを実施	令和6年8月11日実施			
2	碧南市し協議会へ	- / /		碧南市し 業への支		連絡協議会	が行う事	国交省河/ の連絡調團	
3	自然観察	···· 会 (海浜水	(族館)	矢作川の	何口でイベ	ント、生き物	勿調査	参加者数	146人

(3) よみがえれ油ヶ淵プロジェクト

緑地の少ない碧南に清らかな水と緑に囲まれた空間をつくる。

No.	事	業	名	事	業	内	容	実	績
1	油ヶ淵流域 ングへの 西端小学	参加(市			**	ヶ淵流域水 期的な水質		実施回数(市民会議)	12回
2	油ヶ淵水会		2進協議 境課)	①油ヶ淵	浄化デー (-	4 市の連携事 一斉清掃) (啓発イベン		①参加者数 ごみ収集量 ②幹事市:安均	: 1 5 0 kg
3	ボランテ		· (境課)	ボランテ	ィア団体のネ	舌動に協力		油ヶ淵の葦	刈り等
4	油ヶ渕漁	業協同》 (農業水	, ,	油ヶ渕漁	業協同組合。	への支援・協	為力	油ヶ淵周辺 等の回収・2	
5	ホタル保	護活動支 (都市整	*		ィア団体に 育成の場を1	対し油ヶ渕 是供	遊園地内	ホタル放流 開催	や鑑賞会
6	油ヶ淵ル		/ス事業 :道課)		流域4市で 事業を推進	油ヶ淵水質	浄化促進	西端地区下水 市街化区域内	,



油ヶ淵水環境モニタリング



油ヶ淵浄化デー

(4) みどり再生プロジェクト

みどりを増やし、そこに集ういきものと人間が共存できるみどり豊かな碧南にする。

No.	事 業 名	事	業	内	容	実	績
1	グリーンカーテン事業 (環境課)	ゴーヤなど に設置、収			を公共施設	実施施設	2 7 箇所
2	緑化保全事業 (都市整備課)	良好な自然するため、				保存樹木 保存樹林	5本 28箇所
3	市民緑化推進 (都市整備課)	緑化を推進 経費の一部	, -	新たに生垣	を設置する	補助件数	0件
4	都市緑化推進 (都市整備課)	あいち森と 金を受け、 めの経費の	公共及び	民間緑化を		補助件数	2件
5	花いっぱい推進 (都市整備課)	街路植樹帯 理に努める				対象団体	2 7団体
6	幼稚園・保育園、小中 学校緑化推進 (こども課、庶務課)	園内及び校 培、樹木剪			備、野菜栽	市立全園全	於で実施
7	松並木管理 (都市整備課)	前浜地区と くい虫防除			松並木の松	草刈 薬剤注入	2回 0本
8	ビオトープボランティ ア活動 (海浜水族館)	ビオトープ 生物の保護 り返る時間	活動に参			①4/13ガイ ②5/26草取 ③6/1田植え ④9/7かかし ⑤10/27稲刈り ⑥11/10脱穀 ⑦1/12餅つき ⑧6~8月、11	2 1人 3 1人 年り 2 8人 2 7人 1 1人 中止

(5) 外来種駆除推進プロジェクト

市内に広く分布し生態系に悪影響を及ぼしている外来種の駆除を進めるとともに、市民に対し正しい知識の普及と啓発を進める。

No.	事	業	名	事	業	内	容	実 績
1	オオキン駆除活動	, · · ·	ク啓発 境課)	碧南高校と	『生態系ネッ ☆連携し、特 ボクの一斉	5定外来生物		参加者 107人 690kg駆除



グリーンカーテン (築山保育園)



オオキンケイギク一斉駆除 (矢作川河川敷)

2 まちづくり・ライフスタイル

(1) おとましい (勿体ない) 推進プロジェクト

忘れかけている「おとましい(勿体(もったい)ない)」の精神を啓発し、大量消費、大量廃棄のライフスタイルを改善する。資源循環型社会を形成する。

No.	事業	车 名	事	業	内	容	実	績
1	一般廃棄物处 推進	L理基本計画 (環境課)	一般廃棄物の 用の推進	の適正処理	里、減量化	や再生利	平成21年 平成30年	•
2	食品ロス啓発	活動 (市民会議)	「食品ロス ₋ 啓発活動	」を減らす	ため市内	催し物で	植木市にフ	ブース出展
3	分別収集	(環境課)	各地区・町F 住民・事業者				資源ごみス 分別収集量 1,223	88ヶ所
4	ごみ減量意識 座	战啓発出前講 (環境課)	ごみの分別。 や学校関係に			ため地区	1	. 回開催
5	新築住宅建設 による三州国 算		通気性、熱味使用した方は			築住宅に	加算件数	23件

(2) 身近な乗り物プロジェクト

人にやさしいまちづくりの推進を図る。エネルギー消費の少ない交通手段や公共交通機関の利用推進等により、大気汚染防止や地球温暖化防止を図る。

No.	事 業	名	事	業	内	容	実	績
1	パーク&ライド ^を (資産)	管理 活用課)	公共交通 に駐車場	機関の利用の	駅付近	設置 収容台数	3箇所 83台	
2	低公害車導入 (資産)	活用課)		して、ハイ) 定自動車の導	ブリッド自動 『入推進	車及び	導入率 8	39.6%
3	市内巡回バス 「くるくるバス <u></u> (j	」運営 商工課)		の地域社会	通弱者の利便 参加を促進す		利用者 109,	359人
4	電気自動車充電 (<u></u> 1	設備管理 環境課)		車場内に設け ドの利用推進	置した電気自	動車充	利用実績 1,	982回
5	次世代自動車購。金	入費補助環境課)	②電気自動 ③燃料電流 ④燃料電流 ⑤プラグネ 用)])]人用)		① 1 6 件 ② 5 件 ③ 0 件 ④ 0 件 ⑤ 1 8 件 ⑥ 7 件	

(3) へきなんの景観(風景)保存・創造プロジェクト

先人から受け継いだ建物や環境を保全して、次世代以降に碧南らしい町並みや生活 環境を残す。水辺のまち「碧南」らしい景観を形成する。

No.	事	業	名	事	業	内	容	実	績
1	景観条例 届出制度				きな影響を与 発行為に対し			届出件数	10件

(4) その他、まちづくりに関する活動

No.	事業	车 名	事	業	内	容	実	績
1	春の清掃週間	(環境課)	境美化・ごみ	メ減量化等	日)を含む1週 ほについて考え 一斉清掃の日。	た行動す		, 457人 1.68t
2	秋のクリンヒ な街づくり		児童生徒を 内一斉清掃		民及び団体は	こよる市		, 300人 2.62t
3	市内の環境監	· 視 (環境課)	NOxやS 各地の環境		大気環境調査 等を実施	全、市内	市内各地	で実施
4	公害防止に関	する協定 (環境課)	る協定を締	結し、市 測定結果	所と公害防』 独自の上乗せ の報告等、2 を	上基準の	締結数	135協定

3 ひとづくり・環境意識への種まき

(1) 環境きっかけプロジェクト

身近な自然や出来事に目を向けて、楽しく充実した活動を継続的に行えるきっかけをつくる。

No.	事 業 名	事	業	内	容	実	績
1	冷えヒエ!大実験 (市民会議)			上実験と温暖 高学年対象)	化防止	参加者数	3 1 人
2	自然観察会 (市民会議)			、り環境への (2回開催)	興味に	参加者数	16人
3	ミニビオトープづくり (市民会議)	ミニビオ いて学ぶ		成し、生態	系につ	参加者数	48人
4	自然観察会 (海浜水族館)	②海の生 ③森をて	き物を探し くてく歩い	然と遊ぼう! に行こう!(て遊ぼう!(しに行こう!	7/6) 10/6)	①受講者 ②受講者 ③受講者 ④受講者	19人 35人 29人 20人
5	ビオトープ観察会 (海浜水族館)	②ビオト- ③トンボる	ヒヤゴを探し	(5/19) べてみよう! てみよう!(8 察会(9/28)		①受講者 ②受講者 ③受講者 ④受講者	28人 65人 25人 23人

(2) みんなでやろう「私の環境宣言」プロジェクト

環境を良くする、あるいはこれ以上悪くしないために、自分たちでできる身近なことを「私の環境宣言」として宣言してもらい、それを実行することによって、本市の環境を保全し、さらに向上させる。

No.	事	業	名	事	業	内	容	実	績
1	環境宣言推進			市民及び	事業所等に	おける環境	宣言登録	登録者数	
1		(市国	民会議)	の促進				28,099	人 (累計)

(3) 碧(みどり)の道 里親プロジェクト

市民と行政が一緒になって公園の未来像づくりや管理運営に取り組み市民が道路及び歩道の清掃と美化に取り組むことによって、市民が自分たちの公園や道路として大切にする気運を高める。

No.	事	業	名	事	業	内	容		実	績	
1	碧の道里親プロジェクト			道路等の特定の公共用地において、市民				登録日	体	21団	体
	(市民会議)			等による定期的な美化活動を推進				個人	2,	3 7 9	人
2	公園等愛護会報償金交付 (都市整備課)			公園愛護及び美化活動推進のため公園の			交付		3 1 団	体	
				活掃や除草を行う団体に報償金を交付				管理公園緑地			
				付押で除草を行う団体に報順金を交 的			2 7 箇所				



市イベントにおける環境宣言募集



碧の道里親プロジェクト看板

(4) 土、食大切プロジェクト

農業や漁業を体験する機会を設けることによって、農産物や水産物など土や海の恵みによる食を大切にする市民を増やす。さらに次世代を担う子どもたちの土、食(農産物・水産物)への関心を高める。それによって、農業者の減農薬・有機栽培等の環境保全型農業への取り組みを促進する。

No.	事	業	名	事	業	内	容	実	績	
1	地産地消推進事業 (農業水産課)			①野菜もぎとり体験 ②給食用さつま芋購入助成 ③稲作体験 ④地元農産物を使った講座 ⑤地元産の花を使った花育事業				①市内幼稚園・保育園 等20園 ②市内保育園等16園 ③小学校2校 ④小学校7校 ⑤保育園等2園		
2	減農薬資	材普及推 (農業水		フェロモン 及を推進	⁄ トラップ ^ン	などの減農薬	薬資材の普	薬剤購入ネ	甫助 2団体	
3	環境保全 成	型農業の				エコファー 全型農業を推		継続実施		

(5) その他、ひとづくりに関する活動

No.	事	業	名	事	業	内	容	実	績
1	環境保全	ポスター	−募集	市内中学生	を対象に環	境保全ポス	くターを募	応募数	5 1 占
1		(玛	環境課)	集し、環境	について考	える機会を	こつくる	心夯奴	01点
2	広報へき	なんでの	り啓発	広報へきな	んに環境特	集として	「環境月	広報6	月号に環境
		(璟	環境課)	間」につい	て掲載し、	市民に広く	啓発する	特集を推	曷載
3	地域環境	保全委員	1	愛知県環境	5基本条例に	_基づき、5	地域の環境	担当地	区を分けて
3		(珍	環境課)	把握や環境	意識の推進	をする委員	員の選出	2名を遺	選出

4 資源循環・低炭素

(1) 生ごみ活用循環プロジェクト

家庭等から排出される可燃ごみ、特に生ごみの減量化並びに資源化を促進するとともに、市民のごみに対する意識の高揚と生活環境の整備を図り、資源循環型社会を形成する。

No.	事	業	名	事	業	内	容	実	績
1	生ごみ処	理機・:	コンポス	家庭用生态	ごみ処理機及	及び生ごみも	推肥化容	生ごみ処理機	40台
1	ト購入補助	功 (瑻	環境課)	器の購入	豊の一部補具	力		コンポスト	7台
	生ごみ処理	[キット	無料配布	市内催し物	勿にて発泡2	スチロール゛	で作製し	ボ コ -/-	のの甘
2		(市民	会議)	た生ごみぬ	処理キット を	を配布		配布数	20基

(2) 再生可能エネルギー(太陽光等)利活用推進プロジェクト 太陽光等の再生可能エネルギーの利活用を推進することにより、二酸化炭素排出量 を削減し、地球温暖化防止に寄与する。

No.	事	業名	事	業	内	容	実	績
1		、陽光発電唇 資産活用課		i設の屋根や屋 して提供する			設置施設	13箇所
	スマートハウス設備設置	ン蓄電	の太陽光発電 池、エネルキ) の3点を同	一管理シス	ステム(H		4 3件	
2		充給電 (HE	の太陽光発電 記備、エネ MS)の3点 助	ルギー管理	システム		0件	
Δ	費補助	(環境課) 住宅用 用の補	lの燃料電池シ i助	⁄ステムを記	2置する費		6件
]のリチウムイ の補助	オン蓄電池	也を設置す		91件	
			の次世代自動 用の補助	車充給電影	受備を設置		2件	
			のエネルギー を設置する費		テム(HE		29件	
3	公共施設へ ルギー導入:	の再生可能 推進 (建築語		回設に自然エ 利活用を推進		(太陽光発	設置施設	12箇所

	中小企業カーボンニュートラ	市内中小企業者におけるカーボンニュー	
4	ル推進支援補助金	トラルに関する取組み(省エネ診断、省エ	44件
	(商工課)	ネ・再エネ設備の導入等)の推進を支援	

(3) 天の恵み 雨水利用プロジェクト 水資源の有効活用と水不足の緩和のために、雨水の利用を促進する。

No.	事 業	名	事	業	内	容	実	績
1	市役所本庁舎で 用 (資産	の雨水利 活用課)		庁舎にて雨 <i>7</i>) やトイレ	水を貯留し <i>消</i> 等で再利用	上車や花	設置施設	1箇所
2	公共施設におけ 用の推進 (る中水利 建築課)	公共施設は	こ中水(雨を	水)の利用を	と推進	設置施設	16箇所
3	浄化槽転用貯留 補助 (下	槽設置の 水道課)			用となる浄化 ることの一音		補助件数	1件
4	雨水貯留槽設置 (下	補助 水道課)	雨水貯留層	層を設置する	ることの補助	h	補助件数	0件
5	打ち水大作戦 (市	民会議)	の低下及び		を利用し、体 ない意識を啓 ち水を実施		打ち水イ/ 発を実施	ベントと啓

(4) その他、資源循環・低炭素に関する活動

No.	事	業	名	事	業	内	容	実	績	
1	農業用使用 ク等の適正 (家と連携し		ラスチッ	廃ビニール 廃ポリ 廃マルチ	3 t 3 6 t 4 2 t	
2	建築廃材の 化推進		再資源 築課)	建設廃棄 化の促進	物について と啓発	分別の徹底	、再資源	継続実施		
3	節水啓発	(水	道課)	節水に関	する情報の	ホームペー	ジ掲載	要請時に掲	載	



公共施設太陽光発電設備(市役所)



元気ッス!へきなん 打ち水大作戦

※事業名の欄の中でカッコ内は担当部局を表します。

「市民会議」とあるのは、「へきなん市民環境会議」が担当した事業です。

第5 生活排水対策推進計画

炊事、洗濯、入浴等、人の生活に伴い公共用水域に 排出される水を生活排水と呼び、油ヶ淵の汚染要因の 大部分は生活排水とされています。

本市は、水質汚濁防止法により平成3年3月に油ヶ淵周辺地域が生活排水対策重点地域に指定されたことを受け、平成4年3月に碧南市生活排水対策推進計画を策定、現在は平成29年3月に改訂した第4期の計画に基づき生活排水対策を推進しています。



また、県と油ヶ淵周辺4市が平成5年に油ヶ淵水質浄化促進協議会を設立し、油ヶ淵の水質浄化を目指した水環境改善緊急行動計画(通称、清流ルネッサンス21)を策定して生活排水対策を行ってきました。目標年度の2030年度には目標水質COD6mg/Lを達成するため、第4期計画の「水質浄化促進行動計画(油ヶ淵ルネッサンス計画)」に取り組んでいます。

生活排水対策は、市民一人ひとりが身近なところから取り組みを進めていくことが肝要です。今後も、各実験や事業の結果をふまえ、市民の協力を得ながら生活排水対策を推進していきます。

1 生活排水対策推進計画の目標

本計画の目標年度は令和8年度とし、目標年度までに汚水整備人口普及率98%を目指します。また、計画の理念を実現するため、以下の4つの目標を掲げました。

- (1) きれいな水を子どもたちに残そう(生活排水処理施設等の整備)
- (2) ふれあいと親しみのある魅力あふれる水辺をつくろう (水辺空間等の整備)
- (3) 水を育む活動をみんなで広げよう(生活排水対策に係る広報啓発等)
- (4) 流域全体でつながりあって取り組もう(流域全体の生活排水対策の推進)

2 生活排水対策推進計画の進捗状況

	項目	策定時現況 (平成27年度)	見込み実績 (令和6年度末)	計画目標 (令和8年度)
	汚水整備人口普及率	80.6%	96.3%	概ね98.0%
市全域	下水道 整備人口	52,079人	67,045人	68,560人
	浄化槽 整備人口	5,809人	2, 483人	240人
S.I. Shift	汚水整備人口普及率	90.4%	92.5%	概ね98.0%
油ヶ淵 流域	下水道 整備人口	12,224人	12,606人	13,820人
<i>y.</i> 3 <i>y</i> 4	浄化槽 整備人口	874人	565人	60人

第6 碧南市地球温暖化対策実行計画(区域施策)

近年、産業活動が活発になり、二酸化炭素、メタン、フロン類などの温室効果ガスが大量に排出されて大気中の濃度が高まったことにより、地球温暖化が徐々に進行しています。

本市では、平成23年3月に策定した本計画を平成29年3月に改定し、推進してまいりましたが、社会情勢の変化と新たな視点を踏まえ、令和3年3月に計画の改定を行いました。また、令和5年2月に温室効果ガス排出量の削減目標と削減量の



見直しを行いました。この内容に基づき、新たな地球温暖化対策に取り組んでまいります。

1 温室効果ガス排出量の削減目標

本計画では、温室効果ガス排出量の削減目標を国の目標に準じて定めています。

目標年度	温室効果ガス排出量削減目標
令和12年度	基準年度(平成25年度)比46%削減

2 温室効果ガス排出量の現況と推移

(1) 温室効果ガス排出量の現況

本市における温室効果ガスの排出量は、最新の集計結果である令和4年度では740千t-CO2となり、地球温暖化対策実行計画の基準年度である平成25年度の排出量1,049千t-CO2と比較しますと、309千t-CO2(29.5%)減っています。

また温室効果ガス排出量を部門別にみますと、令和4年度では産業部門の二酸化炭素が約63%となっており、排出量の大半を占めています。

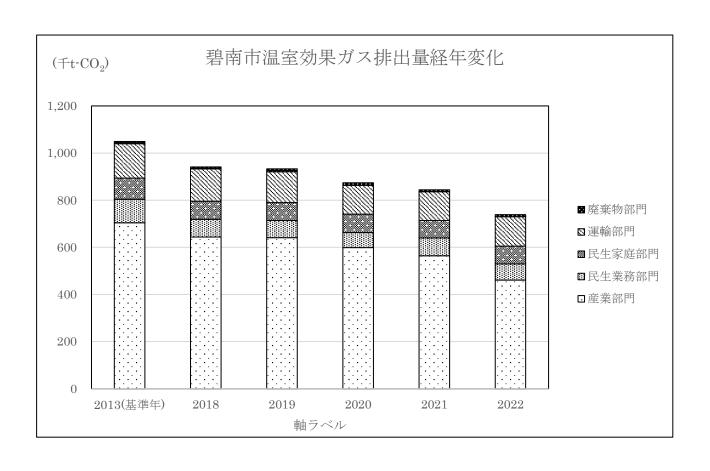
(2) 温室効果ガス排出量の推移と部門別割合

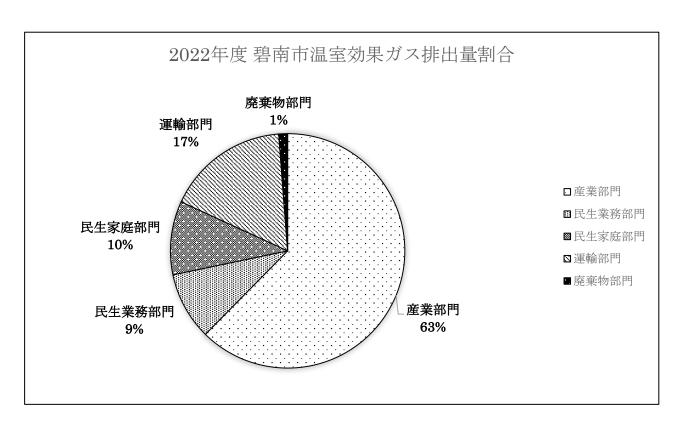
(単位: 千 t - C O 2)

		平成 25年度 (基準年度)	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
_	産業部門	7 0 4	6 4 4	6 4 1	5 9 9	5 6 4	4 6 1
一酸	民生業務部門	100	7 5	7 3	6 4	7 6	6 9
化炭素	民生家庭部門	9 0	7 7	7 6	7 8	7 4	7 5
素	運輸部門	1 4 6	137	1 3 1	1 2 2	1 2 2	1 2 5
	廃棄物部門	9	8	1 2	1 1	8	9
<u></u>	計	1, 049	963	9 4 2	934	8 7 3	7 4 0

令和4年度温室効果ガス排出量削減状況

基準年度(平成25年度)比 29.5%削減





3 地球温暖化防止に向けた基本施策

地球温暖化防止のため温室効果ガスの排出量を削減する取り組みとして、基本施策に基づき事業を実施しました。

基本施策	主な事業	実 績 (令和6年度実績)
再生可能エネルギーの 利用促進	スマートハウス設備設置費 補助件数	171件
省エネルギーの促進	三州瓦利用促進加算件数(碧南市 新築住宅建設等促進補助金)	23件
環境負荷の小さい	くるくるバス乗車人数	109,359人
まちづくり	電気自動車充電スタンド利用回数	1, 982回

4 碧南市スマートハウス設備設置費補助事業

(1) 補助金の目的

この補助金は、再生可能エネルギーの利用を支援し、環境保全に対する意識の高揚、温室効果ガス排出を抑制し、地球温暖化防止に寄与することを目的としています。

(2) 補助金交付の対象となる方

市内に住所を有し、自ら居住する市内の住宅に補助対象設備を設置する方。

(3) 補助対象設備と補助金の額

補助対象設備	補 助 率	補助金額
一体的導入(住宅用の太陽光発電システ		
ム、エネルギー管理システム及びリチウムイ	一律	3 2 万円
オン蓄電池システムを同時設置する場合)		
一体的導入(住宅用の太陽光発電システ		
ム、エネルギー管理システム及び次世代自動	一律	22万円
車充給電設備を同時設置する場合)		
住宅用燃料電池システム	一律	10万円
住宅用リチウムイオン蓄電池システム	一律	10万円
住宅用次世代自動車充給電設備	一律	5 万円
住宅用エネルギー管理システム	一律	1万円

(4)補助実績 (単位:件)

/ IIII-273 / C/ISK				`	T 22 • 11 /
補助対象設備	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
一体的導入 (住宅用の太陽光発電システム、エネルギー管理システム及びリチウムイオン蓄電池システムを同時設置する場合)	3 0	4 2	3 9	4 5	4 2
一体的導入 (住宅用の太陽光発電システム、エネルギー管理システム及び次世代自動車 充給電設備を同時設置する場合)	О	2	1	0	О
住宅用燃料電池システム	2 0	7	8	9	6
住宅用リチウムイオン 蓄電池システム	8 0	7 4	8 0	8 2	9 0
住宅用次世代自動車 充給電設備	1	2	3	2	1
住宅用エネルギー管理 システム	2 4	2 8	2 1	3 6	2 9
補助件数合計	1 5 5	155	152	174	168
補助金額合計(千円)	18,390	20, 260	19, 910	21,710	27,880

5 次世代自動車購入費補助金

(1) 補助金の目的

この補助金は、自動車による温室効果ガス排出量の削減及び大気環境の改善に寄与することを目的としています。

(2) 補助金交付の対象となる方

市内で事業用及び個人用として使用する電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車の購入に対し補助を行っています。

(3) 補助対象設備と補助金の額

補助対象設備	補 助 率	補 助 金 額
電気自動車	一律	(事業用) 20万円
电双口划中	一律	(個人用) 5万円
燃料電池自動車	一律	(事業用) 30万円
然	一1	(個人用)40万円
プラグインハイブリッド自動車	一律	(事業用) 10万円
フラクインハイフリット日勤単		(個人用) 10万円

(4) 補助実績 (単位:台)

補助対象設備	R 3	R 4	R 5	R 6
電気自動車(事業用)	4	9	7	5
電気自動車(個人用)		2 6	2 4	1 6
燃料電池自動車(事業用)	5	1	0	0
燃料電池自動車(個人用)		0	0	0
ハイブリッド自動車 (ユニバーサルデザインタクシ ーに限る)	0	ł	1	-
プラグインハイブリッド自動車 (事業用)	1	3	1 6	7
プラグインハイブリッド自動車 (個人用)	_	16	19	18
補助台数合計	1 0	5 5	6 6	4 6
補助金額合計 (千円)	2400	5300	6100	4300

[※]個人用は令和4年度新設

6 碧南市カーボンニュートラル推進支援補助金

(1) 補助金の目的

この補助金は、市内中小企業者におけるカーボンニュートラル推進を支援し、持続的な成長及び地域経済の健全な発展に資することを目的としています。

(2) 補助金交付の対象となる方

省エネ診断受診費用及び省エネ・再エネ設備の更新費用に対し補助を行っています。

(3) 補助対象設備と補助金の額

補助対象設備	補 助 率	補 助 金 額
省エネ・再エネ設備の 導入に係る事業	3分の1	上限150万円
省エネ診断・CO2削減 計画の策定事業	4分の3	上限20万円

(4) 補助実績

補助対象設備	R 3	R 4	R 5	R 6
省工ネ診断(市独自)	_	_	5	1 5
省エネ診断(上乗せ)	_	_	1	0
省エネ設備導入(市独自)	_	_	1 4	2 8
省エネ設備導入(上乗せ)			4	1
補助対象件数	_	_	2 4	4 4
補助金額合計(千円)			17, 253	29, 923

※令和5年度新設

碧南市地球温暖化対策実行計画(事務事業編) 第 7

地球温暖化対策の推進に関する法律第21条において、地方公共団体は市町村の事務及 び事業に関し、温室効果ガスの排出量の削減に向けた計画を策定しなければならないと定 められています。碧南市は、平成12年1月から「碧南市役所環境保全率先行動計画(通 称「碧のエコプラン(以下「エコプラン」という。)を策定し、市役所全体としての温室効 果ガス削減行動を率先して実践しています。

1 温室効果ガス排出量の削減目標

本計画では、温室効果ガス排出量の削減目標を国の目標に準じて定めています。

目標年度	温室効果ガス排出量削減目標		
令和12年度	基準年度(平成25年度)比46%削減		

2 エコプランの実践

目標設定された各項目について各課の使用量を年度ごとに調査して、その結果から目 標達成の進捗状況をまとめ公表しています。

(1) 環境保全推進員の選出

エコプランを推進する先導役で、主に調査等の報告を行う担当を選出しています。

(2) 電気使用量等の調査

庁舎、施設等で使用した電気使用量、ガス使用量、重油使用量、軽油使用量、ガソ リン使用量、水道使用量、コピー紙使用量、廃棄物排出量等の調査を実施しています。

削減に向けた具体的な取組

温室効果ガス削減のためにはエネルギーの電化と再生可能エネルギーの利活用を進め る必要があります。市役所では以下の取り組みを行っています。

(1) 照明設備のLED化

市役所の施設や街路灯をLED化することで、電気使用量の削減を図っています。 公共施設のLED化の進捗状況(施設数ベース) (令和7年3月31日現在)

照明のある施設数	LED化完了施設数	LED化率
2 1 1	3 8	18.0%

公共施設のLED化の進捗状況(照明数ベース) (令和7年3月31日現在)

照明数	LED化完了照明数	LED化率
43, 920	23, 856	54.3%

(2) 庁用車の次世代自動車への転換

市長車、議長車をミライに変更するなど、積極的に電気自動車、ハイブリッド自動車への変更を進めています。

市役所庁用車の次世代自動車※1への更新状況

平成25年度自動車数※2	更新率	令和6年度 自動車数※2	更新率
0/160	0 %	24/150	16.0%

- ※1 電気自動車、燃料電池自動車及びハイブリッド自動車
- ※2 自動車数(次世代自動車数/全自動車数)
- (3) 職員による環境行動の促進

職員個々の行動意識付けや節電を行うことで、職員が率先して温室効果ガス削減の取り組みをしています。

4 温室効果ガス排出量の現況と推移

(1) 温室効果ガス排出量の現況

市役所における温室効果ガスの排出量は、最新の集計結果である令和 6 年度では 1 1,857 t-CO 2 となり、地球温暖化対策実行計画の基準年度である平成 2 5 年度の排出量 13,510 t-CO 2 と比較しますと、1,653 t-CO 2 (12.2%)減っています。

(単位: t - C O 2)

(2) 温室効果ガス排出量の推移

	平成 25年度 (基準年度)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和12年度 (削減目標)
CO2排出量	13, 510	11, 861	12, 490	11, 979	11, 857	6, 891
前年比	_	2.2%減	5.3%増	4.1%減	1.0%減	_
基準年比	_	12.2%減	7.5%減	11.3%減	12.2%減	_
進捗率	_	24%	15%	22%	27%	_

第8 碧南市生物多様性地域戦略

碧南市生物多様性地域戦略は、国の計画である 生物多様性国家戦略を基にし、碧南市の生物多様 性の状況に合わせた保全と持続可能な利用に向け た取り組みを示すものとなります。

生物多様性地域戦略は地域の特色を生かした取り組みを含んだ計画で、身近な環境で生息する昆虫や植物のほか、自然の恵みとして利用されている農作物についても計画の対象とされています。



水辺や都市の緑地の保全、外来種駆除等の基本施策を行いながら、生物多様性の保全を、 行政、事業者、民間団体、地域住民などによる取組を進めて自然と市民が豊かなふれあい のある共生のまちづくりを目指します。

1 碧南市生物多様性地域戦略に関する施策

自然と市民が豊かなふれあいのある共生のまちづくりを目指すための取り組みとして、 碧南市環境基本計画に記載の4つの基本施策で事業を実施しました。

(1) 水辺環境の保全と創造

主な事業	実績(令和6年度実績)
矢作川水源基金事業 (再掲)	令和6年8月11日実施
内水面漁場清掃委託事業	令和6年11月16日実施
県営油ヶ淵水辺公園の第1期整備区域の整備	3.1 h a を整備
宗呂田ケ伽小辺公園の第1 朔登伽区域の登伽 	(全体で14.8ha)※
	西端地区下水道普及率
油ヶ淵ルネッサンス事業(再掲)	市街化区域内 100%

※碧南市側の整備面積を掲載

(2) 緑地の保全と創造

主な事業	実 績(令和6年度実績)
地産地消推進(再掲)	もぎ取り体験等5事業を実施
公園整備の推進(緑の基本計画)	市内全箇所数 51箇所

(3) 外来種駆除

主な事業	実 績(令和6年度実績)
オオキンケイギク啓発駆除活動 (再掲)	690kg駆除
獣類を対象とする捕獲箱の貸し出し	貸出件数 8件

第9 公害防止に関する協定

遠浅で海水浴、沿岸漁業に利用されていた衣ヶ浦は、昭和32年に国の重要港湾に指定され、埋め立てられ臨海工業地帯となりました。本市側では2、4、6、8号地が造成整備され、工業専用地域として機械金属加工、自動車関連、鋳造等の企業が立地、稼働しています。

本市では、臨海工業地帯に進出する企業に対し、公害の未然防止のため地域の自然的、 社会的条件や事業活動の実態に即し、県民の生活環境の保全等に関する条例、碧南市公害 防止指導基準に基づいて、「公害防止に関する協定」(以下「公害防止協定」という。)を締 結し、生活環境の保全に努めています。

公害防止協定締結事業所には、大気、水質、騒音等の測定及び結果の報告を義務付けて おります。本市が実施した立ち入り調査及び各事業所の測定報告によると、概ね良好な状 況でした。今後も臨海に進出する企業と公害防止協定を締結し、環境の保全と公害の未然 防止に努めます。

1 業種別・臨海号地別公害防止協定締結状況 会和7年3月31日現在

<u> </u>	2号地	4号地	6号地	8号地	合 計
建設業	1	2	4	2	9
総合工事業	1	1	4	2	8
その他		1			1
製造業	8	2 7	3 5	16	8 5
食料品製造業		3			3
プラスチック製品製造業	1	1	2	1	5
窯業・土石製品製造業	1	3	3	3	1 0
鉄鋼業		5	9	1	1 5
非鉄金属製造業	1	1	4		6
金属製品製造業	1	4	1	2	8
はん用機械器具製造業			2	1	3
生産用機械器具製造業	1	4	5	1	1 1
輸送機械器具製造業	2	4	5	3	1 4
その他	1	2	3	4	1 0
運輸業・郵便業	1	5	6	4	1 6
道路貨物運送業	1	3	6	4	1 4
運輸に付帯するサービス業		2			2
卸売・小売業、飲食店	1	6	2	4	1 3
飲食良品卸売業		3			3
建築材料、鉱物、金属材料卸売業	1	2	2	3	8
その他		1		1	2
サービス業(他に分類されないもの)	1	4	2		7
廃棄物処理業	1	1	2		4
その他		3			3
その他	※ 1	4			5
	1 3	4 8	4 8	2 6	1 3 5

<注> 業種は、日本標準産業分類(平成25年10月改定)(平成26年4月1日施行)に基づく。 ※ 2号地地先の(財)衣浦港ポートアイランド環境事業センターを含む。

2 公害防止協定締結事業場一覧

令和7年3月31日現在

No.	協定締結日	事 業 所 名	備考
1 - 1	S 4 7. 1 1. 7		6 号地
$\frac{1}{1-2}$		日鉄ステンレス加工㈱	" H 2 7. 3. 3 1 追加
2	S 4 8. 3. 2 6	マツダ㈱衣浦流通センター	8号地
	210, 0, 20	<団地企業8社>	4 号地
		衣浦ユーティリティー㈱	1.320
		日本コーンスターチ㈱衣浦事業所	
		中日本グレーンセンター㈱衣浦事業所	
3	S 4 8. 5. 2 8	日清丸紅飼料㈱碧南工場	
		伊藤忠製糖㈱本社工場	
		衣浦埠頭㈱	
		全国酪農飼料㈱東海工場	S54.6.8追加
		大和産業㈱ライスセンター	H1.2.17追加
4	S 5 2. 2. 4	トヨタ自動車㈱衣浦工場	4 号地
5	S 5 2 . 5 . 3 1	出光興産㈱碧南LPG基地	2号地
6	S 5 2. 9. 3 0	碧南運送㈱	6 号地
7	S 5 3 . 5 . 2 6	㈱板倉製作所	<i>''</i>
8	S 5 3. 6. 2 4	東海相互建設㈱	<i>II</i>
9	S 5 3 . 9 . 1 9	(資)中川金属	<i>11</i>
1 0	S 5 3 . 1 2 . 2 6	三和㈱本社工場	<i>11</i>
1 1 1 2	S 5 4 . 5 . 2 6	㈱サワテツ ㈱青山商店	
1 3	S 5 4. 6. 2 S 5 4. 6. 3 0		"
1 6	S 5 4. 6. 3 0 S 5 4. 9. 7		"
1 7	S 5 4. 9. 7	セメダイン㈱衣浦工場	"
1 8	S 5 4. 9. 2 7	石敏鐵工㈱	"
1 9	S 5 4. 9. 2 9	(株) 丸長	<i>''</i>
2 0	S 5 4. 1 2. 2 4		JJ
2 1	S 5 5. 3. 1 7	㈱豊田自動織機 碧南工場	II .
2 2	S 5 5. 3. 1 7	三和運輸㈱名古屋営業所	II .
2 3	S 5 5. 3. 1 7	㈱堀江建材	"
2 4	S 5 5. 3. 1 7		II .
2 5	S 5 5. 3. 1 7	白竹建設㈱	II .
2 6	S 5 5. 3. 1 7	丸全昭和運輸㈱衣浦倉庫	II .
2 7	S 5 5. 3. 1 7	山石建材工業㈱	II
2 8	S 5 5. 3. 1 7	(株)鈴木紙器 碧南工場	II
2 9	S 5 5. 7. 1 5	石坂鉄工㈱	11
3 0	S 5 5. 8. 3 0	(株)古久根	"
3 1	S 5 5 . 9 . 1 2	三光陸運㈱	<i>11</i>
3 2	S 5 5 . 1 0 . 1 5	鈴木鉄工㈱碧南工場) H Wh
3 3	S 5 5 . 1 0 . 2 4	アイスケ鋼材㈱ ㈱ecoNAKAMA碧南工場	8 号地 6 号地
3 5	S 6 0. 3. 2 2	MeconakamA岩南工場 石橋建設興業㈱アスコン・リサイクルセンタ	O 万地
3 6	S 5 5. 11. 20	_	8号地
3 7	S 5 5. 12. 9	刈谷紙器㈱碧南工場	11
3 8	S 5 5. 12. 18	中野ハガネ㈱碧南営業所	4号地
3 9	S 5 5. 12. 18	寿産業㈱	6 号地
4 0	S 5 6. 3. 13	愛知県経済農業協同組合連合会くみあい肥 料工場	8 号地
4 1	S 5 6. 3. 2 7	三河鉱産㈱衣浦工場	6号地
4 2	S 5 6. 5. 2	亀島溶接	8号地
4 3	S 5 6. 7. 1	中部電力パワーグリッド㈱玉津浦変電所	4号地
4 4	S 5 6. 7. 8	加藤謙鉄工㈱	6号地
4 5	S 5 6. 8. 2 8	愛知海運㈱三河カンパニー	4号地
4 6	S 5 6. 11. 9	共栄㈱衣浦工場	4 号地

4.77		+ m 15 48 (B)	
4 7	S 5 6. 1 2. 1 2	吉田塩業㈱)) 0
4 8	S 5 7. 2. 1 3	中日本鋳工㈱碧南工場	6 号地
4 9	S 5 7. 8. 3 1	愛知日野自動車㈱リトラックスセンター	4 号地
5 0	S 5 7. 10. 19	相富塚鋳造所	<i>II</i>
5 1	S 5 7. 12. 10	丸共通運㈱	JJ
5 2	S 5 8. 2. 1 6	(株)石川時鉄工所	8号地
5 3	S 5 8. 6. 2 4	上野輸送㈱碧南営業所	4 号地
5 4	S 5 8. 7. 1 2	進昭化成工業㈱	6 号地
5 5	S 5 8. 8. 2	長崎ジャッキ㈱	<i>II</i>
5 6	S 5 8. 9. 3 0	㈱衣浦総合卸売市場	4号地
5 7	S 5 8 . 1 1 . 7	㈱丸三	"
5 8	S 5 8 . 1 1 . 7	㈱マルイ水産	JJ
5 9	S 5 8. 11. 7	(有かね高	JJ
6 0	S 5 8. 12. 14	ベルウッド(株)	JJ
6 1	S 5 9. 1. 18	㈱鉄芳工業所	"
6 2	S 6 1. 3. 2 8	㈱平岩鐵工所 明石工場	8号地
6 3	S 5 9. 6. 1 6	石川軽金属工業㈱	6号地
6 4	S 5 9. 6. 2 3	あいち中央農業協同組合碧南営農センター	4号地
6 5	S 5 9. 7. 1 1	平松鉄工㈱	6号地
6 6	S 5 9. 9. 1 7	愛知県衣浦港トラック事業協同組合	8号地
6 7	S 5 9. 1 0. 2 4	㈱伊藤鉄工所	4号地
6 8	S 6 0. 1. 9	半田港運㈱三河支店	IJ.
6 9	S 6 0. 2. 1	㈱ツルタテクノス	8号地
7 0	S 6 0. 2.28	日進工業㈱	4号地
7 1	S 6 0. 5. 3 1	アイシン辰栄㈱衣浦工場	11
7 2	S 6 0 . 6 . 7	小笠原アルミ工業㈱本社工場	6 号地
7 3	S 6 0. 8. 5	㈱エネアーク中部 碧南営業所	4号地
7 4	S 6 0 . 1 0 . 2	㈱丸久水産	11
7 5	S 6 0. 1 1. 2 7	㈱碧南プロセッシングセンター 第1工場	II .
7 6	S 6 1. 1. 2 1	本田鐵工㈱	6 号地
7 7	S 6 1. 2. 6	新海㈱	4号地
7 8	S 6 1. 1 2. 5	西三河運輸㈱	8号地
7 9	S 6 2. 2. 5	大浜燃料㈱	4号地
8 0	S 6 2. 7. 8	栄四郎瓦㈱玉津浦工場	<i>"</i>
8 1	S 6 2. 8. 2 5	㈱JERA碧南火力発電所	2 号地
8 2	S 6 2. 9. 1 6	(有)岡本木型製作所 須磨工場	6号地
8 3	S 6 3. 5. 3 1	古久根鉄工㈱	4号地
8 4	S 6 3 . 6 . 7	アット工業㈱衣浦工場	II .
8 5	S 6 3. 1 0. 8	(構力ネク水産)	II
8 6	S 6 3. 1 0. 2 5	揖斐川工業運輸㈱碧南営業所	II
8 7	H1. 4. 7	親和建設㈱	JJ O P J/h
8 8	H1. 5. 2	(㈱グローラバー	8号地
8 9	H1. 6. 1	近藤自動車㈱	4 号地
9 0	H1. 6. 28		<i>11</i>
9 1	H1. 7. 4	㈱コンテック)) O E lik
9 2	H1. 9. 13	(株)シェイテクト 田戸岬工場	8号地
9 3	H1. 10. 16	㈱オサダツール	4 号地
9 4	H1. 11. 30	㈱小出鋳造所	<i>II</i>
9 5	H2. 3. 15)) O E lik
9 6	H2. 7. 2	アイシン辰栄㈱港南工場	2号地
9 7	H2. 12. 12	新東㈱明石工場	8号地
9 8	H3. 3. 6	機JOB 機二共工業元	2 号地
9 9	H3. 6. 27	㈱三共工業所	4 号地
100	H4. 5. 21	東和商事㈱	8号地
101	H5. 11. 25	碧南運送㈱第3センター	6号地
102	H6. 3.23	新東㈱港南工場	2号地
1 0 3	H6. 3. 24	ココノエフーズ㈱	4号地
1 0 4	H6. 9. 1	岡本煉瓦㈱	4 号地

1 0 5	H7. 1.26	岡本軽金属工業㈱	II .
107	H8. 11. 1	三河鉱産㈱研究所	8号地
1 0 8	H8. 11. 14	旭化学工業㈱	2 号地
1 0 9	H8. 11. 27	旬杉塗装工業所	6 号地
1 1 0	H9. 9.19	(財)衣浦港ポートアイラント環境事業センター	2号地地先
1 1 1	H10.11.20	㈱コムリス	8号地
1 1 2	H11. 9.17	三岐通運㈱衣浦営業所	II .
1 1 3	H13. 5.23	東海産興㈱明石工場	JJ
1 1 4	H13. 8.28	帝研化工㈱明石営業所	II .
1 1 5	H13.11.28	石橋建設興業㈱第2工場	II .
1 1 6	H14. 2.26	㈱コスモクリーンサービス碧南営業所	6 号地
1 1 7	H15. 6.13	㈱豊栄商会 碧南工場	"
1 1 8	H15.10.21	何都特殊溶接工業	4号地
1 1 9	H15.10.27	㈱衣浦鋳造所	6 号地
1 2 0	H16. 8.17	進昭化成工業㈱明石工場	8号地
1 2 1	H16.11.16	(前アイミ衣浦工場	4号地
1 2 2	H17. 6. 2	テクノ工業㈱	6 号地
1 2 3	H17. 9.27	アイシン精機㈱衣浦工場	2号地
1 2 4	H17. 9.30	㈱栄信	8号地
1 2 5	H18. 3.15	㈱サンキ	II .
1 2 6	H19. 6. 8	㈱司機械	4 号地
1 2 7	H19. 6.27	㈱サンワ碧南物流センター	8号地
1 2 8	H20. 1.29	㈱豊栄商会 明石工場	"
1 2 9	H21. 3.24	㈱スズキプレス	4号地
1 3 0	H24. 1.24	前田産業㈱碧南営業所	6 号地
1 3 2	H27. 2.26	三和㈱第2工場	"
1 3 3	H27. 3.23	旬アイミ本社工場	II .
1 3 4	H27. 3.31	小笠原アルミ工業㈱第2工場	"
1 3 5	H28. 7.20	新急㈱	2号地
1 3 6	H29. 6. 8	㈱碧南プロセッシングセンター第2工場	4号地
1 3 7	H 2 9. 7. 2 0	㈱岸本製作所	2号地
1 3 8	Н30. 1.11	㈱小笠原木型	"
1 3 9	R 1. 9.25	東洋製鉄㈱名古屋碧南工場	"
1 4 0	R 4. 4. 8	石川軽金属工業株式会社港南工場	"
/ 沪 1 丶	・車業正々は 小宝	防止協定締結時ではかく最新のものです	

<注1>事業所名は、公害防止協定締結時ではなく最新のものです。

<注2>No. 14、15、34、106、131の事業所は事業所閉鎖等に伴い協定解除。

第10 碧南市環境審議会

1 設置目的等

環境基本法第44条及び碧南市環境基本条例第21条に基づき、当審議会を設置し、 環境の保全に関する事項について調査及び審議します。

2 令和6年度の会議開催状況

第1回 令和6年10月15日(火)午後1時30分から

議題

- (1) 令和5年度における環境の状況及び第3次碧南市環境基本計画の進捗状況について(報告)
- (2) 資源循環事業等の検討に関する連携協定の締結について(報告)

第2回 令和7年3月31日(月)午後1時30分から

議題

今後の廃棄物処理施設のあり方に関する高浜市との協議結果について(報告)

3 碧南市環境審議会委員

令和6年度の碧南市環境審議会委員一覧は以下のとおり。

No.		役 職 名	氏 名
1	会 長	碧南商工会議所 会頭	長田 和徳
2	副会長	碧南市医師会 会長	長田 和久
3	委 員	碧南商工会議所 窯業部会 部会長	岡本 耕也
4	"	碧南商工会議所 機械金属部会 部会長	鶴田 光久
6	"	碧南商工会議所 交通運輸部会 部会長	角谷 信二
5	"	碧南市鉄工会 会長	長田 一希
6	IJ	碧南市鋳物工業協同組合 理事長	黒田 昌司
7	IJ	碧南歯科医師会 会長	齋藤 英延
8	<i>II</i>	碧南市薬剤師会 会長	片伯部 裕樹
9	IJ	碧南市農業委員会 会長	神谷 昌明
1 0	IJ	大浜漁業協同組合 代表理事組合長	磯貝 政男
1 1	IJ	連合愛知三河西地域協議会 幹事	稲生 貴弘
1 2	IJ	碧南市連絡委員 地区幹事	遠山 隆夫
1 3	IJ	碧南市女性団体連絡協議会 会長	神谷 葉子
1 4]]	へきなん市民環境会議 会長	竹原 幸子
1 5	IJ	愛知県西三河県民事務所 環境保全課長	渡邉 省吾
1 6	<i>II</i>	愛知県立碧南工科高等学校 校長	谷澤 安彦
1 7	IJ	有識者	鈴木 君子
1 8	IJ	有識者	増田 元保
1 9]]	公募市民	高山 芽衣

第11 資料

1 環境基準

環境基本法第16条第1項では「政府は、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び 騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全 する上で維持されることが望ましい基準を定めるものとする。」としている。

(1) 大気汚染に係る環境基準

物質	環境基準	評価方法
二酸化窒素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。(S53.7.11環境庁告示)	年間にわたる1時間値の1日平均値のうち、低い方から98%目に相当するもの(1日平均値の年間98%値)を環境基準と比較して評価を行う。
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0. 10 mg/m³以下であり、かつ、1時間値が0.20 mg/m³以下であること。(S48.5.8環境庁告示)	<短期的評価> 定められた測定方法により連続してまたは随時に行った測定結果により、測定を行った日についての1 時間値の1 日平均値または各1 時間値を環境基準と比較してその評価を行う。 <長期的評価> 年間にわたる1時間値の1日平均値のうち、高い方から2%の範囲にあるもの(365日分の測定値がある場合は7日分の測定値)を除外した最高値(1日平均値の年間2%除外値)を環境基準と比較して評価を行う。ただし、人の健康の保護を徹底する超らただし、人の健康の保護を徹底する超らから、1 日平均値につき環境基準と比較して評価を行う。ただし、人の健康の保護を徹底する超らから、1 日平均値につき環境基準とよりないよ行かない。
ダイオキシン類	1年平均値が0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること。(H11.12.2 7環境庁告示)	同一地点における1年間のすべての検体 の測定値の算術平均値により評価する。

(2) 水質汚濁に係る環境基準

ア 人の健康の保護に関する環境基準

項目	<u> · · · · · · · · · · · · · · · · · ·</u>
カドミウム	0.003mg/L以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L以下
六価クロム	0. 05mg/L以下
ひ素	0. 01mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0. 02mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下
1, 1-ジクロロエチレン	0. 1mg/L以下
シスー1, 2-ジクロロエチレン	0. 04mg/L以下
1, 1, 1ートリクロロエタン	1 m g / L以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
チウラム	0.006mg/L以下
シマジン	0.003mg/L以下

チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ベンゼン	0.01mg/L以下
セレン	0.01mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
ふつ素	0.8mg/L以下
ほう素	1 m g / L 以下
1, 4-ジオキサン	0.05mg/L以下

備考

- 1 基準値は年間平均値とする。だたし、全シアンに係る基準については最高値とする。
- 2 「検出されないこと。」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量下限を下回ることをいう。
- 3 海域については、ふつ素及びほう素の基準は適用しない。

イ 生活環境の保全に関する環境基準

(7) 河川

項目			基	準	値	
類型	利用目的の適応性	水素イオン 濃度 (p H)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 m g / L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN /100ml以下
A	水道2級 水産1級 水浴 及びB以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN /100m1以下
В	水道3級 水産2級 及びC以下の欄 に掲げるもの	6. 5以上 8. 5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN /100ml以下
С	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 m g / L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	_
D	工業用水 2級 農業用水 及びEの欄に掲 げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2 m g / L 以上	_
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が 認められないこ と。	2 m g / L 以上	_

備考

1 基準値は、年間平均値とする。(湖沼、海域もこれに準ずる。)

(イ) 湖沼 (天然湖沼及び貯水量が1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞 留時間が4日間以上である人工湖)

項目			基	準	値	
類型	利用目的の適応性	水素イオン 濃度 (p H)	化学的 酸素要求量 (C O D)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全 及びA以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	1mg/L 以下	7. 5mg/L 以上	50MPN /100ml以下
A	水道2、3級 水産2級 水浴 及びB以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	7. 5mg/L 以上	1,000MPN /100ml以下
В	水産3級 工業用水1級 農業用水 及びC以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	15mg/L 以下	5mg/L 以上	_
С	工業用水2級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8 m g / L 以下	ごみ等の浮遊が認め られないこと。	2 m g / L 以上	_
備考水産	産1級、水産2級及び水	産3級については	 は、当分の間、浮i		 基準値は適用しな	:V)

(ウ) 海域

項目			基	準	値	
類型	利用目的の適応性	水素イオン 濃度 (p H)	化学的 酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n —ヘキサン 抽出物質 (油分等)
A	水産1級 水浴 自然環境保全及び B以下の欄に掲げ るもの	7.8以上 8.3以下	2mg/L以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN /100ml以下	検出されない こと。
В	水産2級 工業用水 及びCの欄に掲げ るもの	7.8以上 8.3以下	3mg/L 以下	5 m g / L 以上	_	検出されない こと。
С	環境保全	7.0以上 8.3以下	8 m g / L 以下	2 m g / L 以上	_	_

・ 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数70MPN/100ml以下とする。

(3) 騒音に係る環境基準

環境基準は、地域の類型及び時間の区分ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型を当てはめる地域は、都道府県知事(市の区域内の地域については、市長。)が指定する。

	地	域	Ø	類	型	基	準 値
類型		該	当	地	域	昼 間 AM6:00-P M10:00	夜 間 PM10:00- AM6:00
ΑA	該当なし					50デシベル以下	40デシベル以下
A	第1種低層信 第2種低層信 第1種中高層 第2種中高層 田園住居地域	E居専用	月地域 『用地域			5 5 デシベル以下	45デシベル以下
В	第1種住居地第2種住居地準住居地域都市計画区域	也域	ὲ地域σ	定めら	っれていない地域		
С	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	戉				60デシベル以下	50デシベル以下

ただし、次表に該当する地域については、次表の基準値のとおりとする。

地	域	の	区		基準値				
_						昼	間	夜	間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域						60デシ	ベル以下	55デシ	ベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域						65デシ	ベル以下	60デシ	ベル以下
幹線交通を担う道路に近接する空間 (該当する場合、他に該当してもこの基準を優先する。)						70デシ	ベル以下	6 5 デシ	ベル以下

ア

• アルキル水銀

有機水銀の一つで、この中に含まれるメチル水銀及びエチル水銀は人間の神経を侵し、「水俣病」の原因物質とされています。アルキル水銀の中毒症状は、知覚、聴力、言語障害、視野の狭窄、手足の麻痺などの中枢神経障害を起こし死亡する場合もあります。

•一般廃棄物

人の日常生活から排出されるごみやし尿を指します。一般廃棄物のうち、家庭系のものは市町村が処理を行い、事業系のものは事業者の責任で処理するのが原則です。

上乗せ基準

人の健康を保護し生活環境を保全する上で、自然的社会的条件から判断して、法の基準では十分でないと認められる場合に、都道府県が条例でより厳しい基準を定めるものです。愛知県では、大気汚染及び水質汚濁に上乗せ基準を設定しています。

· S S (浮遊物質量)

粒径2mm以下の水に溶けない懸濁性の物質のことをいいます。無機質のものと有機質のものとがあり、数値が大きいほど水質汚濁が著しいことを示しています。

MPN(最確数)

MPNとは、「Most Probable Number」の略で、大腸菌群数の単位として用いられています。大腸菌群数は、測定したい水を培養皿に取って大腸菌を培養し、そのコロニーを数えることで測定します。基準が50MPN/100mL以下の場合、水100mLを培養し、大腸菌のコロニーが50個以下である、という意味です。

力

・カドミウム (Cd)

亜鉛鉱石などとともに産出される重金属です。メッキの材料として古くから用いられてきました。大量のカドミウムが長期間わたり体内に入ると慢性中毒となり、肺障害、腎臓障害等を起こします。イタイイタイ病は、カドミウムの慢性中毒といわれています。

•環境基準

行政上の目標であって、公害行政を進めていく上での指針となるものです。環境基準を越えたからといって直ちに健康に悪影響が出るというわけではなく、また、規制基準とは異なり、罰則がかけられたり、改善勧告・命令が出されたりすることもありません。

揮発性有機化合物(VOC)

気体で排出される有機化合物のうち、光化学オキシダント(Ox)及び浮遊粒子状物

質(SPM)の生成の原因とされるものを指します。

• 公害

環境基本法では、「環境保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭によって人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう」と定義されています。

サ

• 酸性雨

雨水には大気中の二酸化炭素が溶け込んでおり、清浄な雨水でもpHは5.6程度であるため、pHが5.6より低い雨を酸性雨といいます。酸性雨の主な原因は、工場や自動車等から排出される硫黄酸化物や窒素酸化物と言われています。

· COD (化学的酸素要求量)

BODと同じように、有機物による水の汚濁の程度を示す指標です。値が大きいほど 汚濁が進んでいることを意味します。微生物により酸化分解される有機物とそうではな いものの区別ができないため、BODとは異なった値を示します。

・自動車排出ガス測定局

自動車排出ガスによる大気汚染を常時監視するための測定局です。自動車排出ガスの 影響が効率的に監視できるよう、道路や交通量の状況を勘案して配置されています。

全シアン

シアン化合物のことをいい、シアン化水素、シアン化カリウム、その他金属化合物があります。これらは体内に入ると呼吸困難を起こし、人が数秒で死ぬほどの猛毒です。 鉱山やメッキ工場などの廃液に含まれています。

タ

TEQ(毒性等価換算濃度)

ダイオキシン類の毒性濃度の単位です。ダイオキシン類は異性体によって毒性が大きく異なるため、最も毒性の強い異性体 2, 3, 7, 8-TCDDの毒性を 1 と換算して評価します。

・DO (溶存酸素量)

水中にとけ込んでいる酸素の量のことをいいます。水が清澄であればあるほどその温度における飽和量に近い量が含まれ、逆に汚水や塩化物イオンを含む水や水温の高い水ほど値は小さくなります。通常河川のDOの値は、冬は高く、夏は低くなります。

等価騒音レベル(Leq)

ある時間内で観測された測定値のパワー平均値のことです。主観的な騒音の大きさと の対応がよく、環境騒音を測定する際に用いられます。

ナ

• 75%水質値

年間の日間平均値を小さいものから順に100個並べた場合、 $0.75 \times n$ 番目(nは日間平均値の全データ数)のデータ値をもって75%水質値とします($0.75 \times n$ が整数でない場合は、端数を切り上げた整数番目の値をとる)。河川のBODや海域のCODが環境基準を達成しているかどうかを判断する場合に使います。

·鉛(Pb)

水道管、ガス管、蓄電池等幅広く使われています。鉛及びその化合物は、皮膚、消化器、呼吸器等を通して吸収され、体内に蓄積して慢性中毒を起こします。ひどくなると強い関節炎や頭痛を伴う血圧上昇、タンパク尿などの症状を示すといわれています。

ハ

ひ素

硫化鉄鉱等の金属硫化鉱物に伴って産出される半金属で、銅や鉛等の精練の際に副産物としても産出されます。ひ素はすべて猛毒であり、吸収されると骨や内臓に沈積して排出されにくく、嘔吐、皮膚の褐黒色化、乾燥性発疹等の症状を示します。

PCB (ポリ塩化ビフェニール)

有機塩素系の非常に安定な化合物で、熱に強く、酸やアルカリに侵されず、絶縁性に優れ水に溶けないという性質を持っており、電機製品の絶縁体、ペンキ、インク、プラスチック加工用とあらゆる分野に使われていました。

• p H

溶液中の水素イオン濃度を示す尺度で、酸性、アルカリ性の度合を示します。 0 から 1 4 で表し、7 が中性、数値が大きくなるほどアルカリ性が強くなります。

• ppm (parts per million)

100万分中のいくつであるかを示す分率。ごく微量の物質を表すのに使われます。 例えば、 $1 \, \mathrm{m}^3$ の大気中に $1 \, \mathrm{c} \, \mathrm{m}^3$ の大気汚染物質が含まれる状態を $1 \, \mathrm{p} \, \mathrm{p} \, \mathrm{m}$ と表します。

· BOD (生物化学的酸素要求量)

有機物による水の汚濁の程度を示す指標で、水中の汚濁物質が微生物により酸化分解 される過程で消費される酸素量のことで、単位はmg/Lで表します。BODが高いと、 水に溶けている酸素を微生物が多量に消費し、魚介類に被害を及ぼします。

• 富栄養化

窒素、リン等の栄養物質の含有量が少なく、生物生産性が低い湖沼が長い年月の間に 栄養物質の豊富な湖沼へと次第に変遷していく現象のことをいいます。人間活動により 大量の栄養物質が流入するようになると、急激に進行します。

t

有機リン

有機リン化合物は、毒性の強いものが多く、殺虫剤として使用されています。有機リン系殺虫剤の中には、人間にも有害で、身体についたり吸入したりすると頭痛が起きたり、手足がしびれたり、ひどいときには死に至るものもあるといわれています。

• 要請限度

騒音規制法及び振動規制法では、自動車騒音又は道路交通振動が一定の限度を越えている場合、市町村長は道路管理者に対し道路交通騒音振動防止のため道路の舗装、修繕等の措置をとるべきことを要請するものとしています。

ラ

・六価クロム (Cr⁶⁺)

クロムは、耐蝕性、耐熱性に富む重金属で、メッキ等の原料として用いられています。 六価クロム化合物は激しい刺激性を持ち、浮腫や潰瘍を生じ、ガンの原因にもなります。

令和7年度版(令和6年度) 環境の状況に関する報告書 碧南市役所 碧南市松本町28番地

Tel 0566-95-9900

発行 令和7年10月 編集 経済環境部環境課